

第4次 土浦市男女共同参画推進計画

**～誰もが個性と能力を
十分に發揮できる社会に向かって～**

(後期計画)

(案)

令和■年■月 土浦市

目次

| | |
|--|----|
| 第1章 計画策定の基本的な考え方 | 1 |
| 1 計画の概要 | 1 |
| (1) 計画策定の趣旨・背景 | 1 |
| (2) 計画の基本理念 | 2 |
| (3) 後期計画の性格 | 3 |
| (4) 後期計画の体系 | 4 |
| (5) 後期計画の推進期間 | 5 |
| (6) 計画の策定体制 | 5 |
| 2 土浦市の男女共同参画を取り巻く現状 | 6 |
| (1) 少子高齢化と人口減少社会 | 6 |
| (2) 暮らし方の状況 | 10 |
| (3) 就労・雇用環境や生活の状況 | 12 |
| 3 前期計画の総括 | 15 |
| (1) 前期計画の数値目標 | 15 |
| (2) 前期計画の事業達成状況 | 16 |
| (3) 本市が取り組むべき男女共同参画の課題 | 17 |
| | |
| 第2章 施策の展開 | 19 |
| 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって | 19 |
| 施策の方向性1 男女の社会参画の推進 | 19 |
| 施策の方向性2 職場における女性の活躍の促進 | 21 |
| 施策の方向性3 教育・学習の場における男女共同参画の推進 | 23 |
| 施策の方向性4 男女共同参画意識の形成 | 25 |
| 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって | 27 |
| 施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進 | 27 |
| 施策の方向性2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり | 29 |
| 基本目標3 安心・安全の実現に向かって | 31 |
| 施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援 | 31 |
| 施策の方向性2 あらゆる人権侵害の根絶 | 33 |
| 施策の方向性3 防災における男女共同参画の実現 | 35 |
| 施策の方向性4 心と体の保護 | 36 |

| | | |
|------------|------------------|----|
| 第3章 | 計画の推進に向けて | 37 |
| 1 | 総合的な推進体制の強化 | 37 |
| (1) | 市民・市民団体の参画 | 37 |
| (2) | 庁内組織の強化 | 37 |
| (3) | 国・県等関係機関との連携 | 37 |
| 2 | 計画の進行管理 | 38 |
| 3 | 計画の評価 | 39 |

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨・背景

平成 11 年に制定された「男女共同参画社会基本法」は、男女共同参画社会の実現を「21 世紀の日本社会を決定する最重要課題」と位置付けており、以降、政府は関連する制度整備を進めてきました。その結果、女性就業者数の増加や「M字カーブ」の改善など、一定の進展が見られる一方で、依然として女性管理職や女性議員の割合が低水準であり、男女間賃金格差や家事・育児の負担が女性に偏るといった固定的な性別役割分担意識などの課題が残されています。また、出産や育児を契機とした非正規雇用化（「L字カーブ」）や地方から都市部への若い女性の転出など、地域の活力低下も懸念されています。

本市では平成 6 年に「つちうら女性プラン 21」を策定し、平成 9 年には、その活動拠点となる「女性センター」（平成 17 年に「男女共同参画センター」と改称）の開設、平成 24 年 4 月には「土浦市男女共同参画推進条例」の制定、同年 11 月に「男女共同参画都市」の宣言などといった取組を展開してきました。

さらに、令和 3 年には「第 4 次土浦市男女共同参画推進計画」を策定し、社会情勢の変化を踏まえた施策を推進してきました。これまでの取組により女性の出産後の雇用継続率は向上し、家庭や職場での男女の意識の変化が促進されつつありますが、依然として政策決定過程への女性参画の低さや、仕事と育児・介護との両立に苦悩する人々が多いといった課題が継続しており、新たな視点を加えた対応が必要です。

加えて、コロナ禍などにより、女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など、複雑・多様・複合化していることが顕在化し、女性の「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっております。

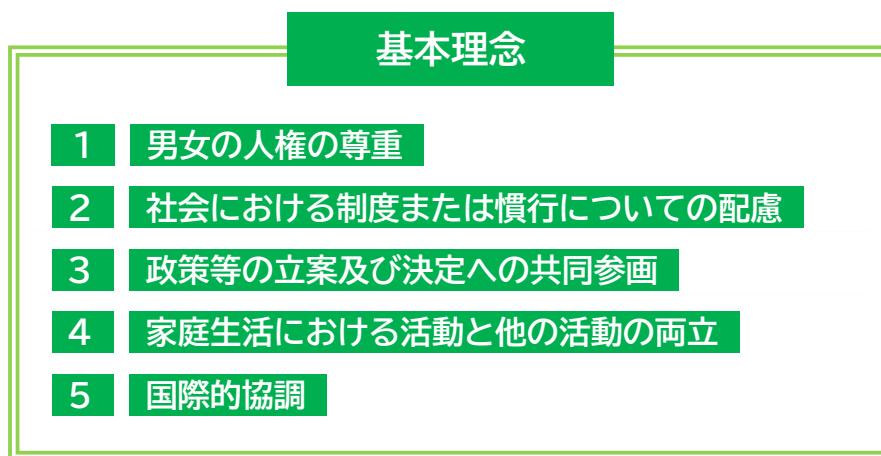
これを踏まえ、令和 6 年 4 月 1 日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、本市においても、新たな女性支援事業の構築が求められています。

こうした背景のもと、「第 4 次土浦市男女共同参画推進計画（前期計画）」が令和 7 年度をもって終了することから、これまでの取組成果を検証し、少子高齢化や人口減少が進む複雑な社会情勢に対応しながら、男女ともにライフイベントとキャリアを両立し、性別に関係なく個性と能力を発揮できる魅力的な地域づくりを進めるための指針として「第 4 次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）」を策定します。

(2) 計画の基本理念

本市では、平成24年に制定・施行した「土浦市男女共同参画推進条例」第3条において、次の5つの基本理念を掲げています。

本計画は、この基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた本市の基本的な考え方や方向性を定めるものです。



土浦市男女共同参画推進条例 一部抜粋

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の実現は、次に掲げる基本理念に基づき推進する。

- (1) 男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての尊厳が重んじられ、個性及び能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会における制度又は慣行によってつくられた性別による固定的役割分担意識にとらわれることなく、個性及び能力を十分発揮し、多様な生き方を自らの意思で選択できること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者、地域の団体その他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し合い、さらに社会支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動について、共に家族の一員としての役割を果たしながら、良好な家庭を築き、かつ、仕事、学習、地域活動その他の活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際理解を深め、国際的協調の下に行われること。

(3) 後期計画の性格

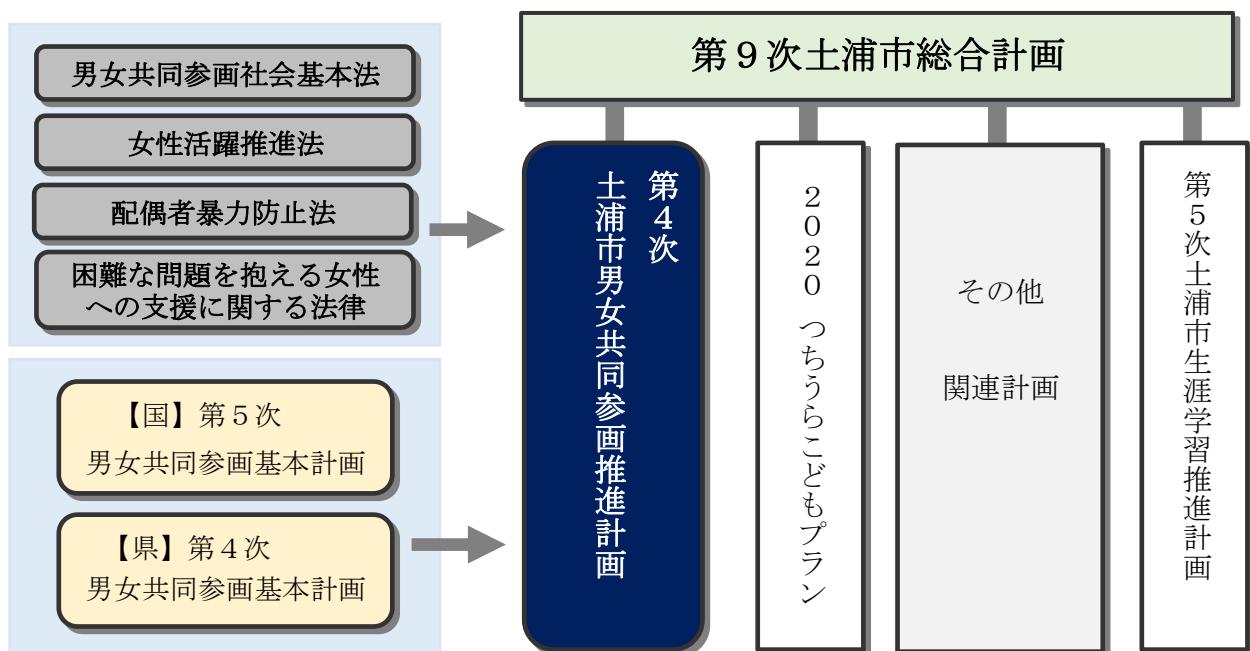
①この後期計画（以下「本計画」という。）は、「土浦市男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。

②本計画は、令和3年3月に策定された「第4次土浦市男女共同参画推進計画」の前期計画期間が令和7年度をもって終了することから、これまでの取組状況の検証や社会情勢の変化等を踏まえ、新たな視点を加えた取組を示し、今後5年間の男女共同参画社会づくりの行動指針として策定するものです。

③本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画として位置付けられるものです。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（配偶者暴力防止法）第2条の3第3項に規定する本市における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）及び、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する本市における「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」（市町村推進計画）、さらに、令和6年4月1日に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に規定する本市における「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」（市町村基本計画）に相当するものです。

また、国の「第5次男女共同参画基本計画」、茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第4次）」の内容を踏まえた計画です。



(4) 後期計画の体系

① 計画を推進するための基本的方向

基本理念の実現に向けて、計画を推進するための基本的な方向性として、前期計画と同様に、以下とおり基本目標と、また、それぞれの基本目標をより具体化させたものとして施策の方向性及び施策を掲げます。

基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

| 施策の方向性 | 施策 |
|------------------------|---|
| 1 男女の社会参画の推進 | 1 政策立案・方針決定における男女平等の実現 2 誰もが参加できる地域・社会活動の推進 |
| 2 職場における女性の活躍の促進 | 1 女性が活躍する職場づくりの支援 2 女性の就労支援、起業支援 |
| 3 教育・学習の場における男女共同参画の推進 | 1 保育・教育現場における意識づくり 2 生涯学習分野における意識づくり |
| 4 男女共同参画意識の形成 | 1 家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり 2 市による推進施策の充実・強化 3 国際理解の推進 |

基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

| 施策の方向性 | 施策 |
|------------------------------|--|
| 1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進 | 1 安心して働ける職場づくりの推進 2 男性にとっての男女共同参画 |
| 2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり | 1 仕事と子育てとの両立支援の推進 2 働きながら高齢者、障害者を介護する家族に対する支援 3 生活上の困難を有する男女に対する支援 |

基本目標3 安心・安全の実現に向かって

| 施策の方向性 | 施策 |
|--------------------------|--|
| 1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援 | 1 暴力の予防と啓発 2 被害者の早期発見と保護、自立支援 |
| 2 あらゆる人権侵害の根絶 | 1 様々な人権侵害の防止と被害者の支援 2 困難な問題を抱える女性への支援 |
| 3 防災における男女共同参画の実現 | 1 防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映 |
| 4 心と体の保護 | 1 生涯を通じた健康保持増進の支援 |

② 計画の推進体制と進行管理

- 1 総合的な推進体制の強化
- 2 計画の進行管理
- 3 計画の評価

(5) 後期計画の推進期間

本計画の期間は、令和7年度～令和12年度の5年間とします。

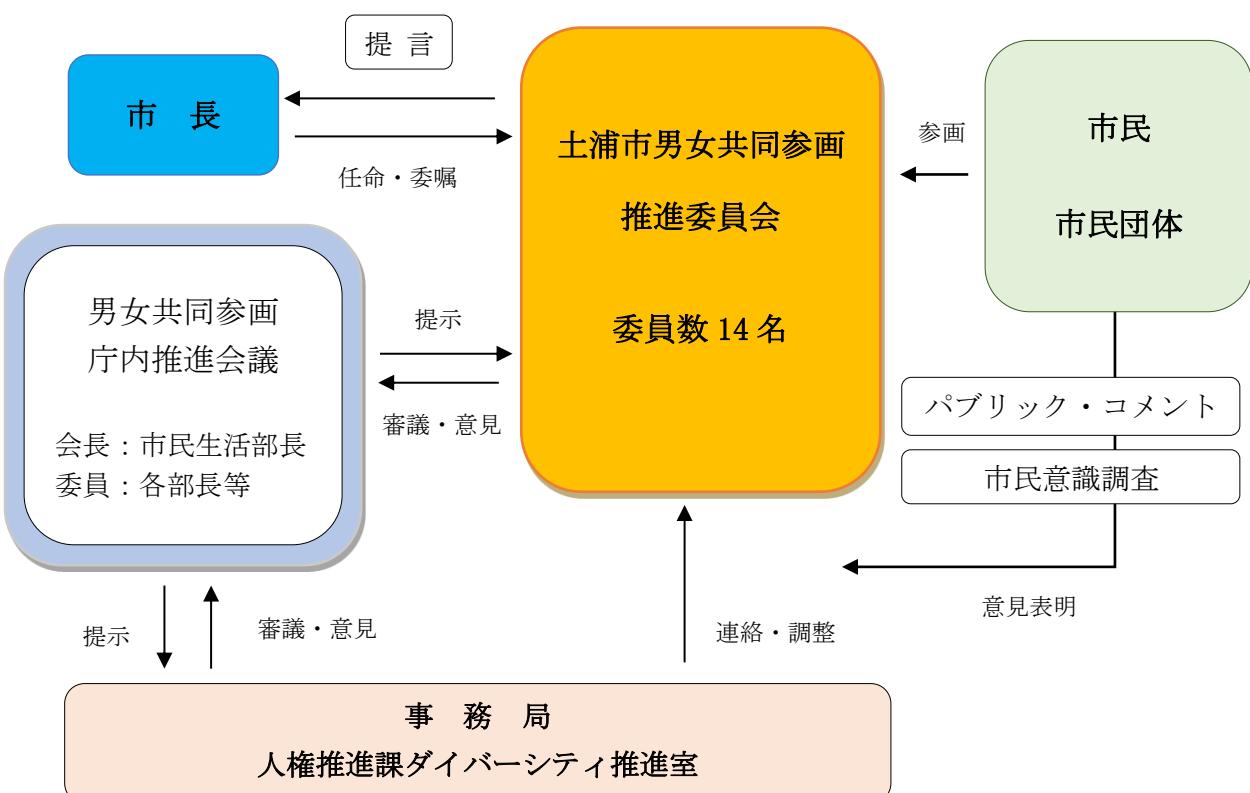
また、目標年度である令和12年度には、事業の検証や評価を行った後、「第5次計画」を策定するものとします。

ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じ見直しを行います。

| 令和2年度 (2020) | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) | 令和12年度 (2030) |
|-----------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 策定 期間 | 基本構想(令和3年度～令和12年度 10年間) | | | | | | | | | |
| | 前期計画(令和3年度～令和7年度 5年間) | | | | | | | | | |
| | | | | | | 見直し | 後期計画(令和8年度～令和12年度 5年間) | | | |

(6) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、令和6年度に市民意識調査「男女共同参画社会に関する調査」を実施し、本市の男女共同参画に関する市民の意識及び実態を把握しました。



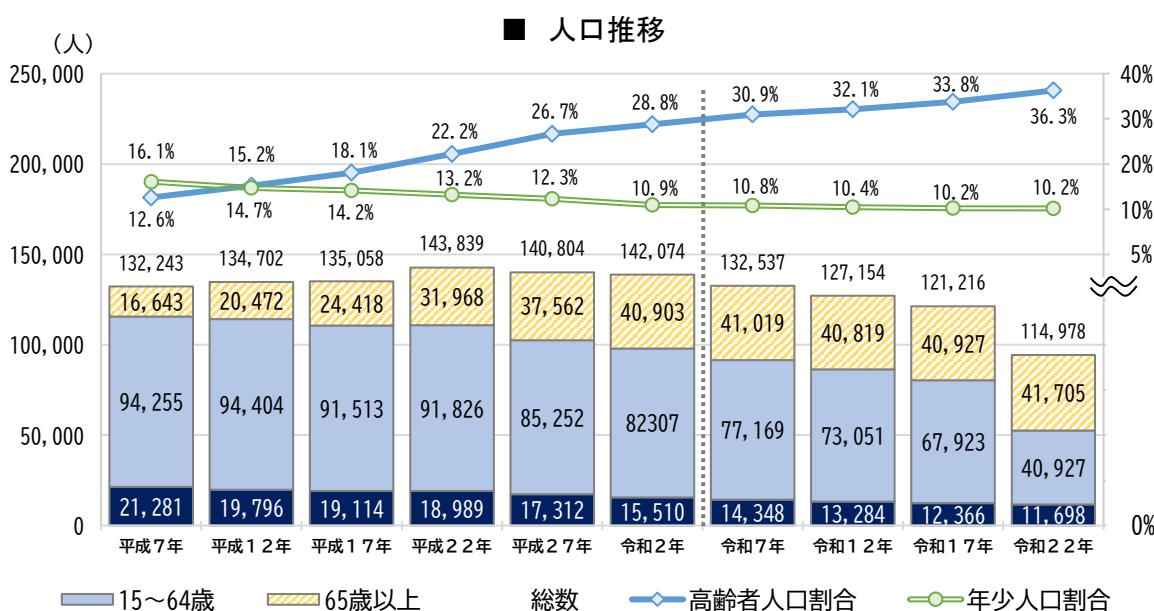
2 土浦市の男女共同参画を取り巻く現状

(1) 少子高齢化と人口減少社会

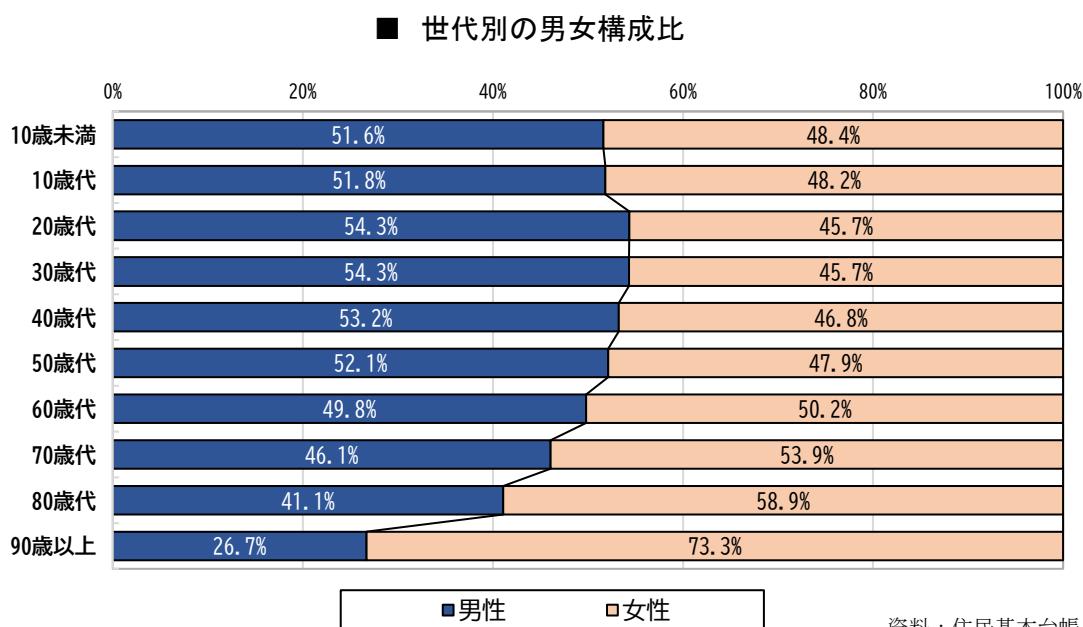
本市の総人口は、令和2年をピークに減少傾向にあります。

また、全国的な傾向と同様に、少子・高齢化が進んでおり、高齢者人口割合は上昇、年少人口割合は減少を続けています。

本市の令和6年10月1日時点の世代別の男女構成比をみると、50歳代までは男性の割合が女性を上回っていますが、60歳以上では女性の割合が高くなっています。

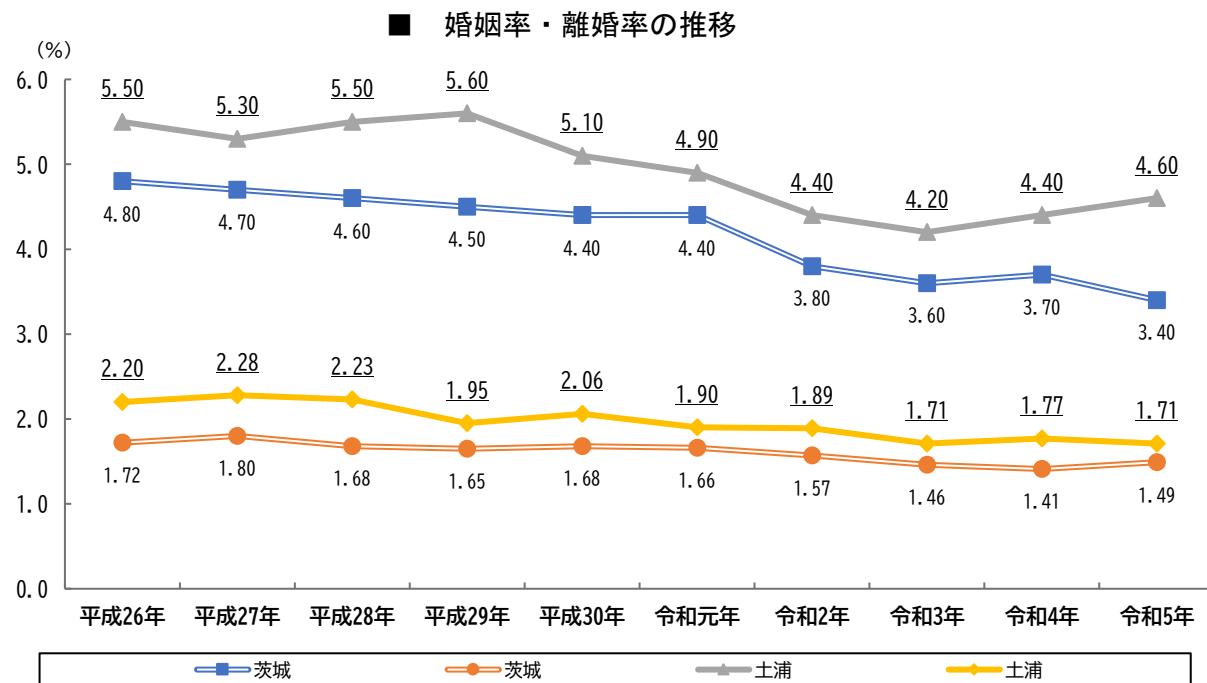


※令和2年以前は国勢調査。令和2年以降は第2期土浦市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」における推計人口。



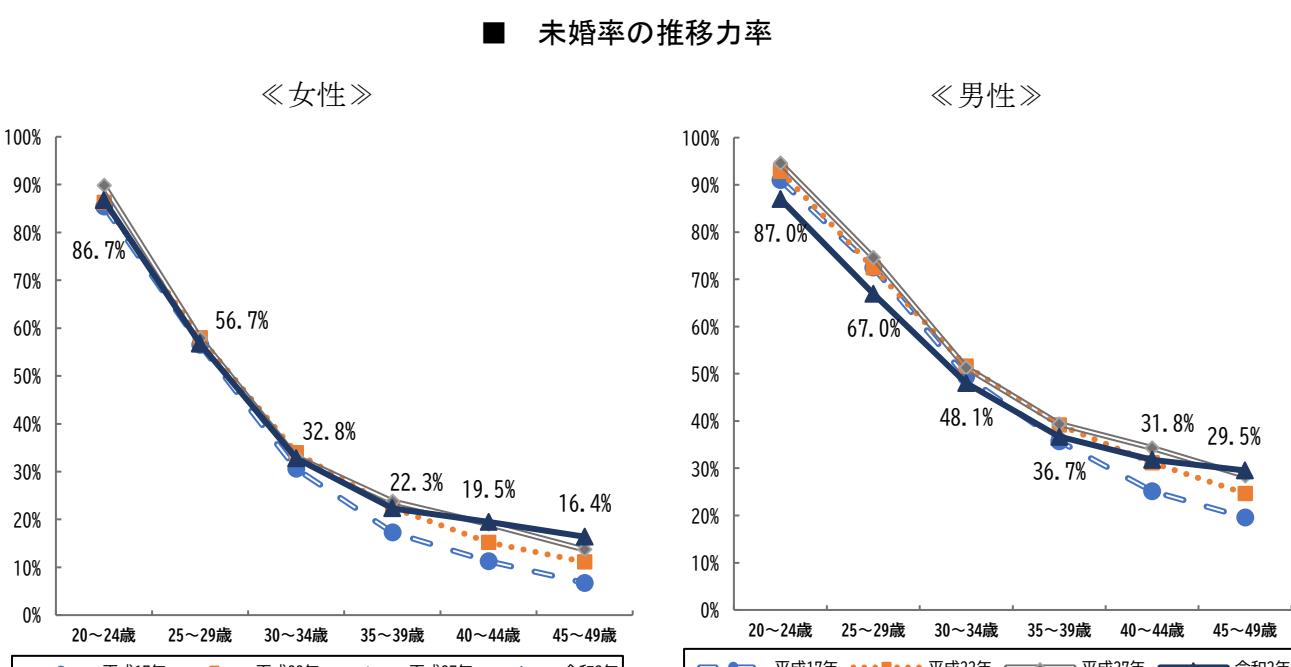
資料：住民基本台帳

婚姻・未婚の状況についてみると、本市の婚姻率、離婚率はいずれも茨城県平均を上回って推移しています。本市の婚姻率は平成29年以降、増減しながら減少傾向にあります。離婚率についても、増減を繰り返しながら減少傾向となっている状態です。



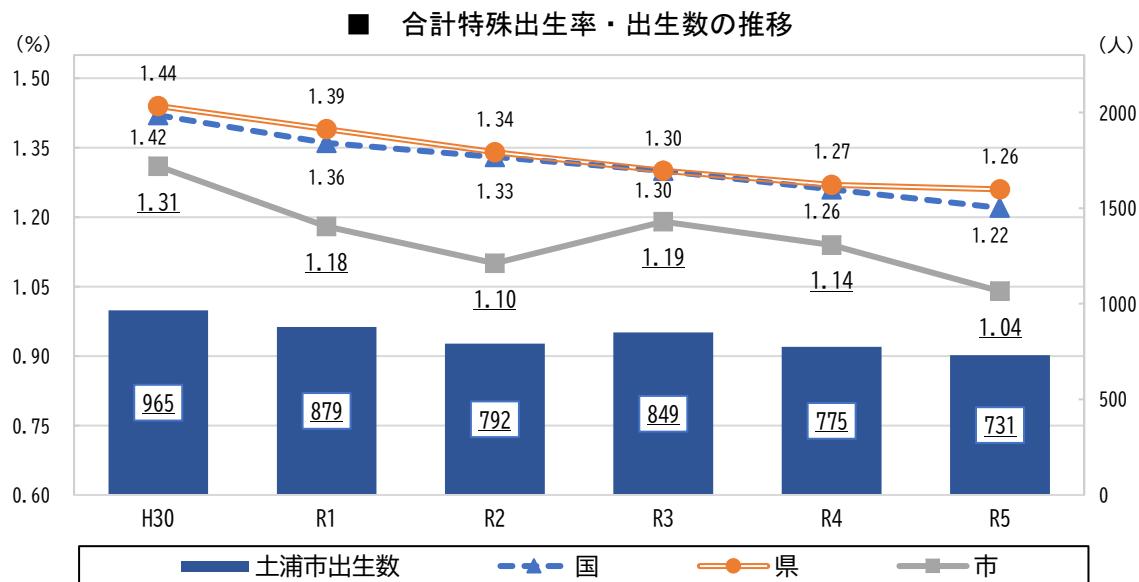
資料：茨城県人口動態統計

本市の5歳階級別の未婚率を見ると、女性は30歳以降、男性では45歳以降で未婚率が上昇し、非婚化・晩婚化の傾向が続いている。



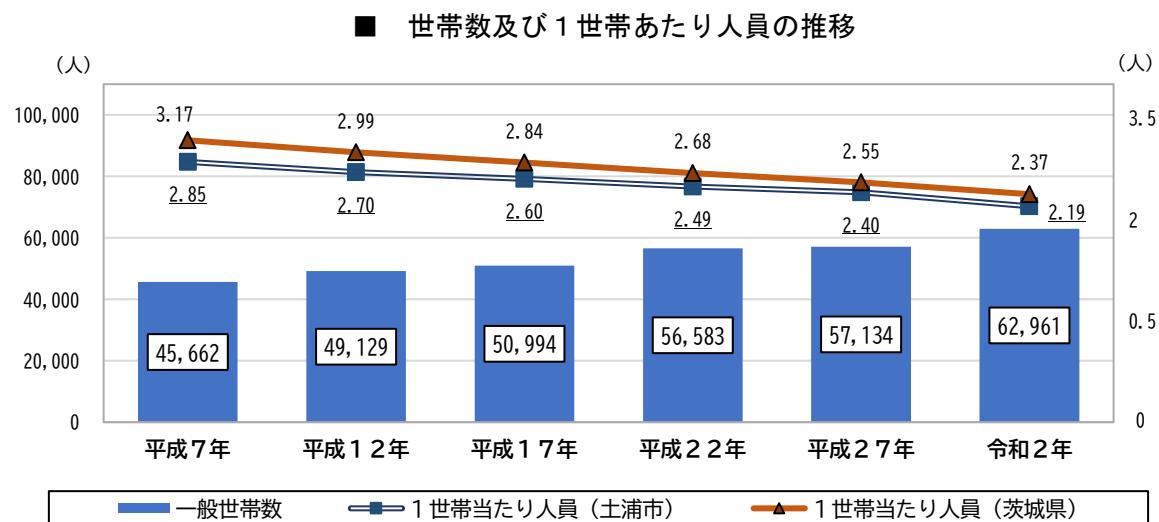
資料：国勢調査

さらに、合計特殊出生率（1人の女性が生涯に産む子供の推定人数）は、年度により増減があるものの、おむね横ばい傾向にあります。令和5年の本市の合計特殊出生率は1.04であり、全国平均値及び茨城県平均値を一貫して下回っています。なお、出生数は731人で、前年の775人から45人減少しました。



資料：人口動態統計（全国・茨城県）、府内資料（市）

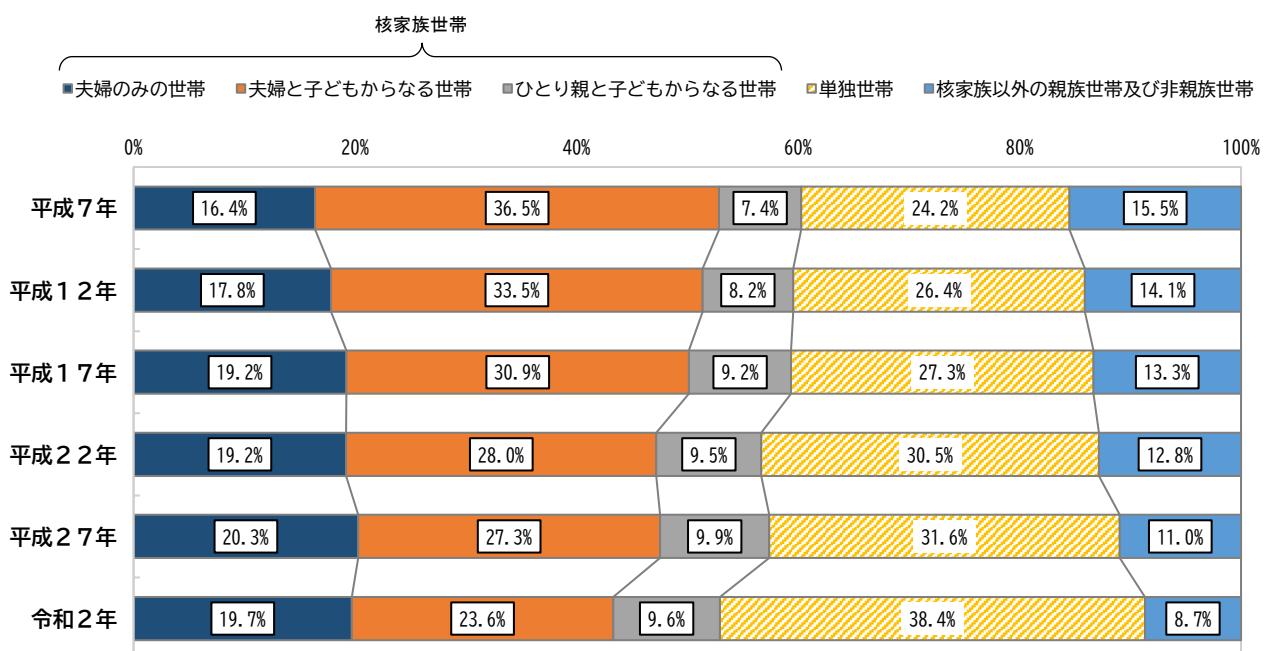
世帯の状況については、本市における一般世帯数は増加傾向にありますが、1世帯あたり人員は茨城県平均と同様に減少傾向にあります。令和2年の本市の1世帯あたり人員は2.19人であり、県内44市町村のうち3番目に小さい数値となっています。



資料：国勢調査

本市の世帯の家族類型比率の推移を見ると、単独世帯の割合は平成7年から増加を続けており、平成22年以降は全体の3割強となっています。核家族世帯については平成7年から27年にかけて5割台後半を占めていますが、内訳をみると夫婦のみ世帯、ひとり親と子どもからなる世帯が増加を続けている一方で、夫婦と子どもからなる世帯は平成7年から減少を続けており、平成22年以降は全体の3割を下回っています。近年、本市においては単独世帯の割合が徐々に増加していることがわかります。

■ 世帯の家族類型比率の推移

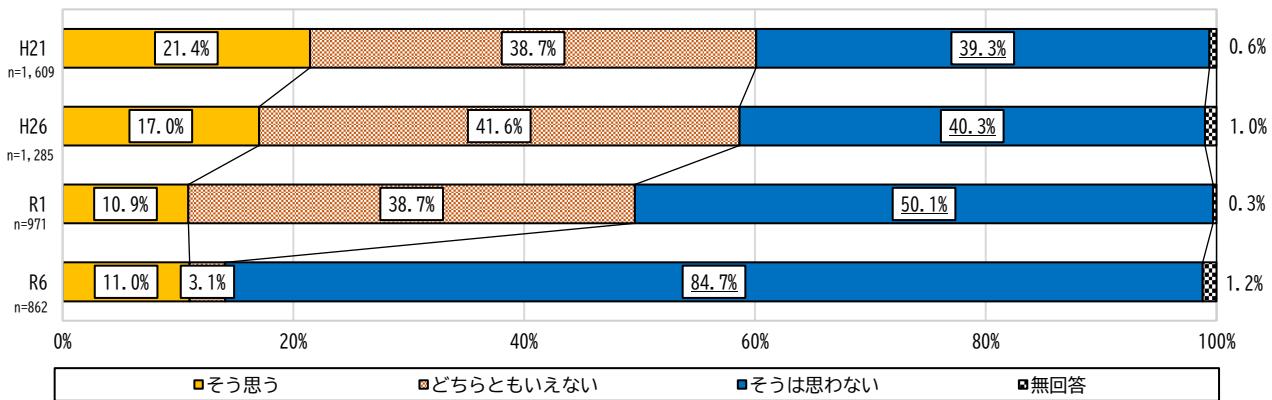


資料：国勢調査

(2) 暮らし方の状況

令和6年度土浦市男女共同参画社会に関する調査（以下「市民意識調査」という。）によれば、「男は仕事、女は家庭」という男女の固定的な性別役割分担についての考え方については、「そう思わない」が年々上昇しており、令和6（2024）年には、令和元（2020）年度から大幅に上昇し、8割以上となっています。

■ 男女の固定的性別役割分担意識に関する考え方の推移



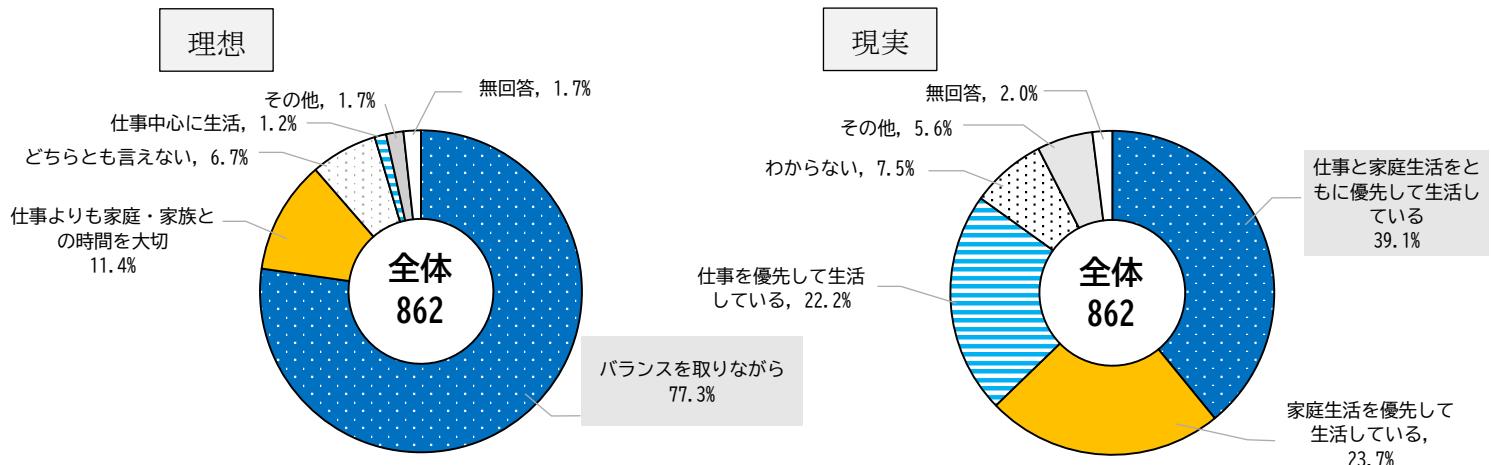
資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※令和6年調査結果における「そう思う」は「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計。「そう思わない」の項目についても、「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」の合計となっています。また、本表の「どちらともいえない」という項目は、令和6年調査結果のみ「わからない」という項目を回答した方を計上しています（令和6年調査においては「どちらともいえない」という回答項目がなかったため）

仕事と家庭に対する考え方と、実際の生活の状況については、令和6年度市民意識調査によれば、仕事と家庭に対する希望については「男女問わず家庭・家族との触れあいが充実することで仕事へも良い影響を与えると思うから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい」が最も多く77.3%で、性別にかかわらず仕事と家庭のバランスを取りたいと考えている人がほとんどでした。

一方で、実際の生活の状況については、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」と答えた方が39.1%と、理想と現実に大きな乖離があることが分かります。

■ 仕事と家庭に対する考え方についての理想と現実

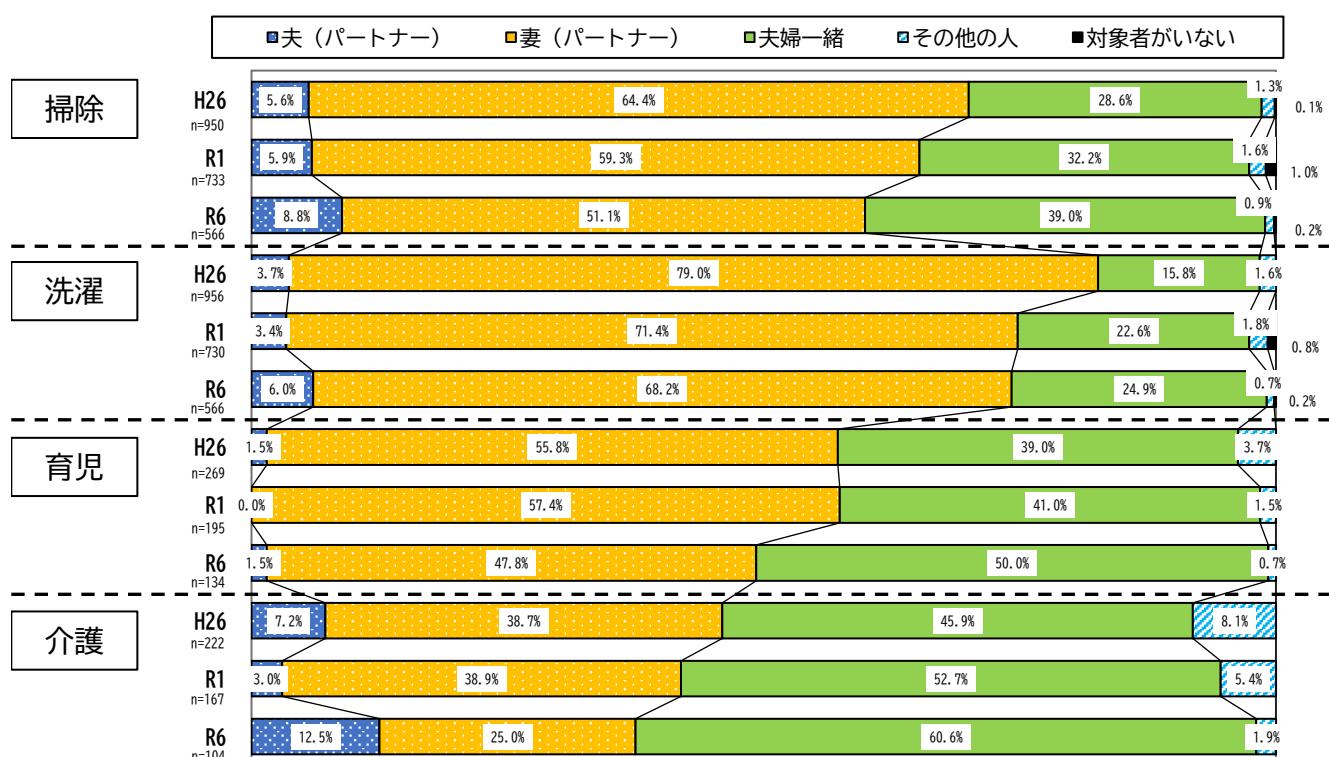


資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

家庭内の仕事の分担については、全ての項目において「妻（パートナー）」という回答が「夫（パートナー）」という回答より多くなっています。しかし、「夫婦一緒」という割合は少しずつではありますが増加しており、特に「育児」及び「介護」のにおいては「夫婦一緒」がともに半数を超えるなど、家庭内における男女共同参画の意識が根付いてきています。

年齢別にみると、20歳代はすべての項目で「夫婦一緒」という回答が最も多く、30歳代でも「洗濯」以外の項目で「夫婦一緒」という回答が最も多いなど、若い世代ほど家庭内における男女共同参画の意識が根付いている傾向があります。

■ 家庭内の家事分担の状況



資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

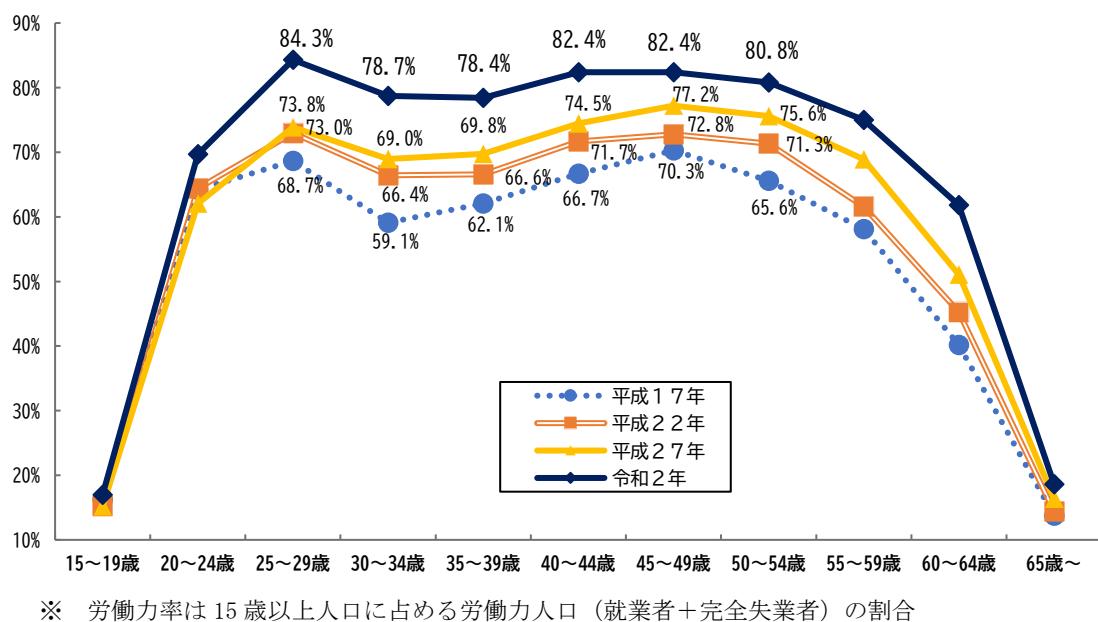
※未回答者は除外。

※育児・介護の項目において、「対象者がいない」の数は除外して割合を計上しています。

(3) 就労・雇用環境や生活の状況

本市の女性の年齢階級別労働率（M字カーブ）は、依然として30～34歳を中心に比率が低下する形となっているものの、近年はほとんどの年代で労働率が上昇しており、M字の状態がほぼ解消しています。

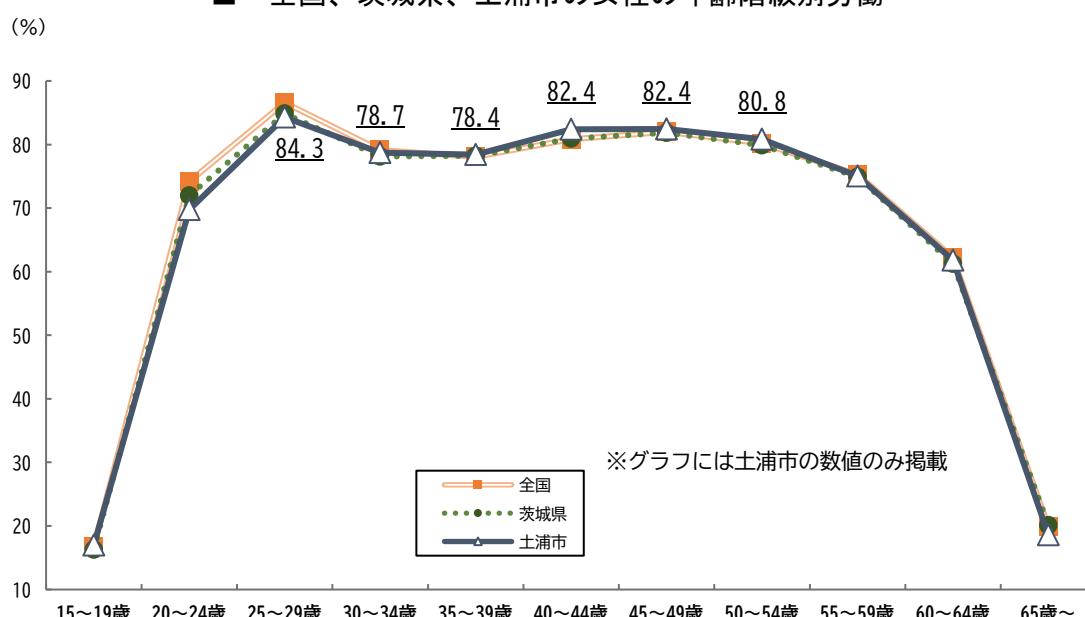
■ 土浦市の女性の年齢階級別労働率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢階級別労働率（M字カーブ）は、全国、茨城県、本市ともほぼ解消されています。本市の女性の年齢階級別労働率は、40歳代から50歳代にかけて全国及び茨城県を上回っているものの、20歳代・30歳代では全国及び茨城県を下回っています。

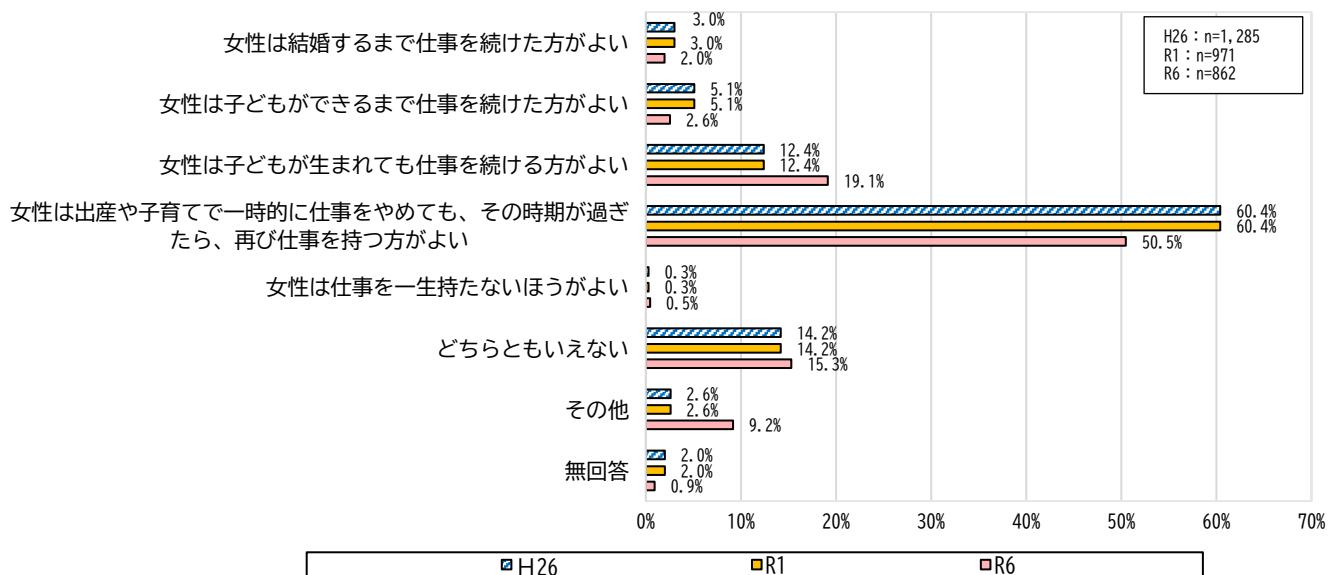
■ 全国、茨城県、土浦市の女性の年齢階級別労働



資料：令和2年国勢調査

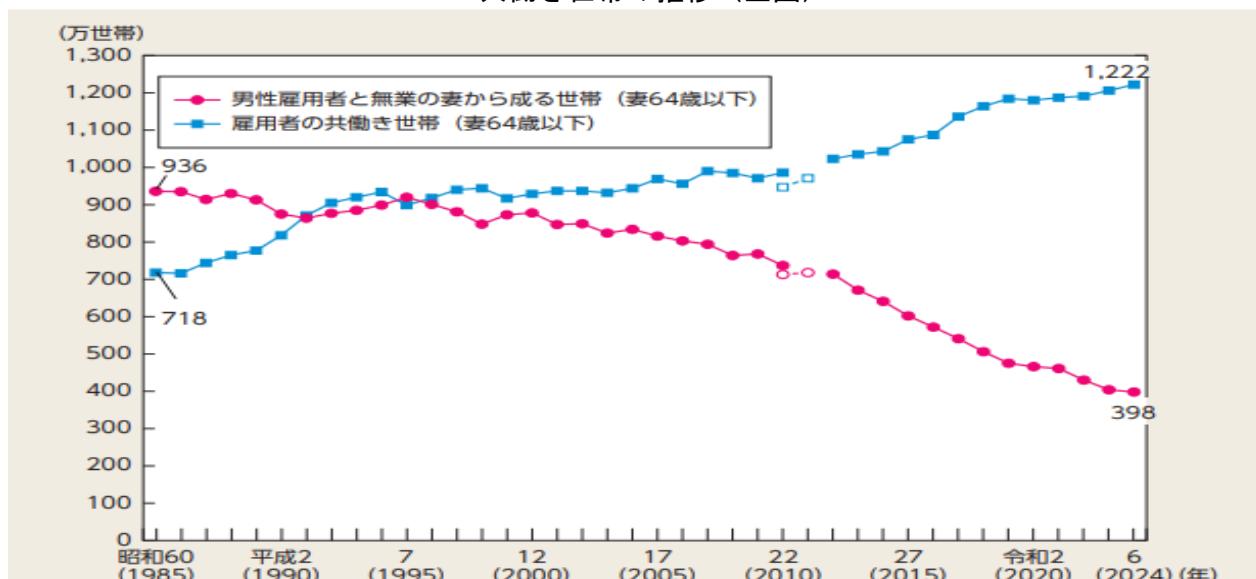
女性の働き方に対する意識の変化としては、「子どもが生まれても仕事をつづけた方がよい」と答えた方の割合が、令和6年調査において2割近くまで上昇し、一方で「結婚または子供ができるまで仕事を続けた方がよい」と答えた方は低下しています。

■ 女性の働き方についての考え方



雇用者の共働き世帯は年々増加しており、令和6（2024）年においては、雇用者の共働き世帯は男性雇用者と無業の妻から成る世帯の約3倍の数となっています。

■ 共働き世帯の推移（全国）

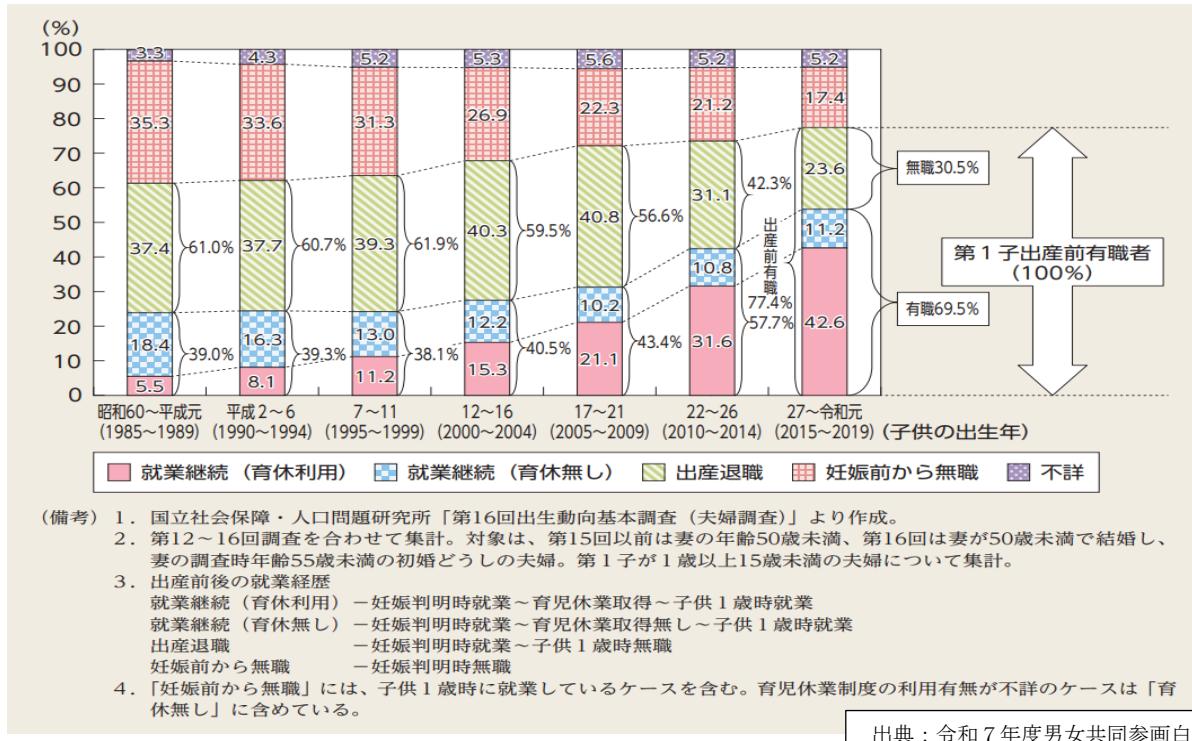


- （備考）1. 昭和60（1985）年から平成13（2001）年までは総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）、平成14（2002）年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とでは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯（妻64歳以下）」とは、平成29（2017）年までは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）かつ妻が64歳以下世帯。平成30（2018）年以降は、就業状態の分類区分の変更に伴い、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び失業者）かつ妻が64歳以下の世帯。
3. 「雇用者の共働き世帯（妻64歳以下）」とは、夫婦ともに非農林業雇用者（非正規の職員・従業員を含む。）かつ妻が64歳以下の世帯。
4. 平成22（2010）年及び23（2011）年の値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
5. 平成23（2011）年、25（2013）年から28（2016）年、30（2018）年から令和3（2021）年は、労働力調査の時系列接続用数値を用いている。

出典：令和7年度男女共同参画白書

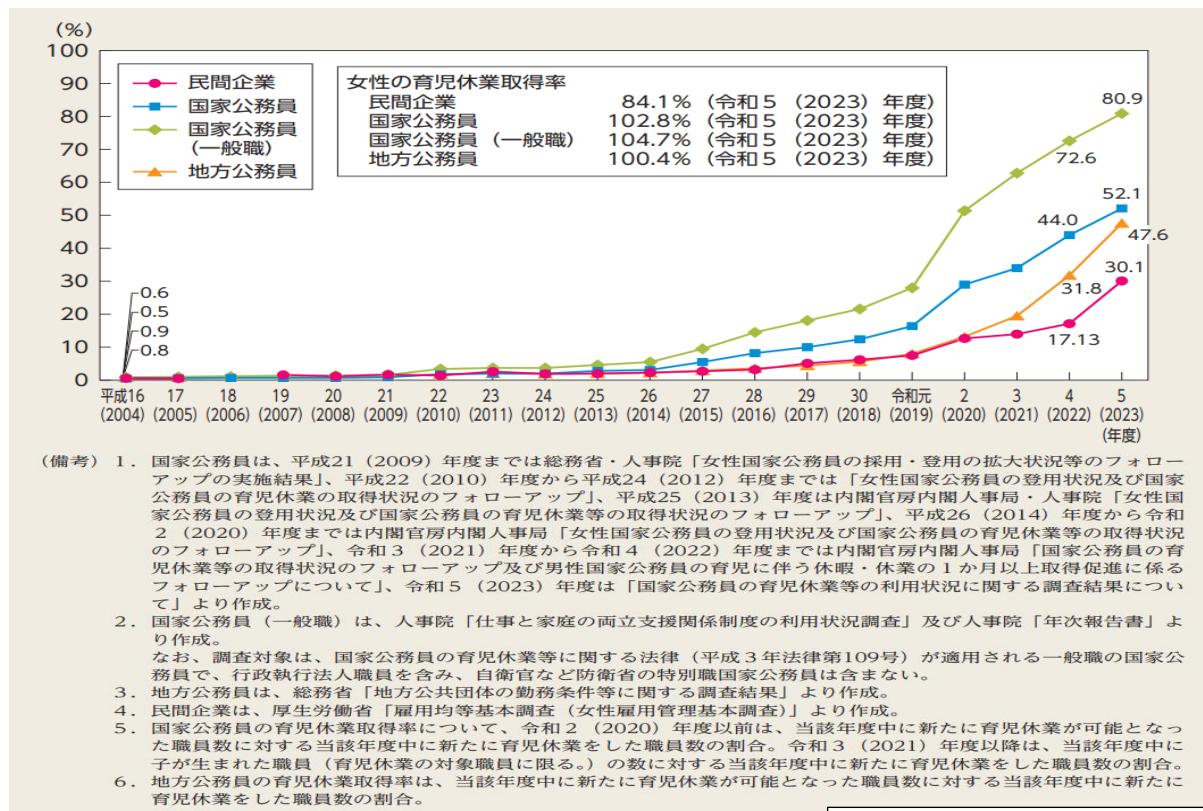
第1子出産前に就業していた女性の就業継続率（第1子出産後）は上昇傾向にあり、平成27（2015）年から令和元（2019）年までに第1子を出産した女性では69.5%となっています。

■ 子どもの出生別第1子出産前後の妻の就業経歴（全国）



男性育休取得率については、近年上昇しており、令和5（2023）年度では、民間企業が30.1%、国家公務員が52.1%（一般職80.9%）、地方公務員が47.6%という状況です。

■ 男性の育児休業取得率の推移（全国）



3 前期計画の総括

(1) 前期計画の数値目標

前期計画では、計画で掲げた基本目標の達成度合いを測るための客観的な目安として、8項目の目標指標を設定しました。令和6年度までの取組のうち、目標を達成したのはそのうちの2項目（「保育所の待機児童数」・「性被害者相談窓口の認知度」）のみとなっています。

本計画においては、これらの未達成の要因をさらに分析するとともに、関連する事業の内容を十分に見直すことなどが求められます。

■ 数値目標 推移

| 指標 | 計画策定時 令和元年度 | 令和 3 年 度 | 令和 4 年 度 | 令和 5 年 度 | 現状値 令和6年度 | 目標値 令和7年度 | 評 価 | 資料元 |
|------------------------------|--|-------------------|-------------------|-------------------|--------------|--------------|--------|-----|
| | | | | | | | | |
| 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって | | | | | | | | |
| ① | 審議会等の女性委員の登用率 | 26.3% | 27.5% | 31.8% | 31.8% | 31.3% | 50.0% | × |
| ② | 社会全体としての男女の地位が平等であるを感じている市民の割合 【市民意識調査】 | 14.1% | — | — | — | 12.6% | 20.0% | × |
| ③ | 土浦市男女共同参画センターの認知度 【市民意識調査】 | 31.1% | — | — | — | 34.4 | 45.0% | × |
| 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって | | | | | | | | |
| ① | 仕事と家庭生活をともに優先している市民の割合 【市民意識調査】 | 37.4% | — | — | — | 39.1% | 45.0% | × |
| ② | 保育所の待機児童数 | 2人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | ○ |
| ③ | 家庭の生活セミナー・父と子のクッキング講座を受講した人数 | 52人 | 19人 | 72人 | 59人 | 78人 | 100人 | × |
| 基本目標3 安心・安全の実現に向かって | | | | | | | | |
| ① | DV被害者のうち、被害を相談したことがある人の割合 【市民意識調査】 | 44.2% | — | — | — | 39.7% | 50.0% | × |
| ② | 性被害者相談窓口の認知度 | — | — | — | — | 23.4% | 20.0% | ○ |

(2) 前期計画の事業達成状況

前期計画の目標達成のために位置づけられていた計 118 事業（再掲含む）の進捗状況は、令和 3 年度から 9 割以上継続して実施されており、令和 6 年度は未実施事業が 2 件で 1.7%、終了し目的を達成した事業が 1 件で 0.8% という結果でした。

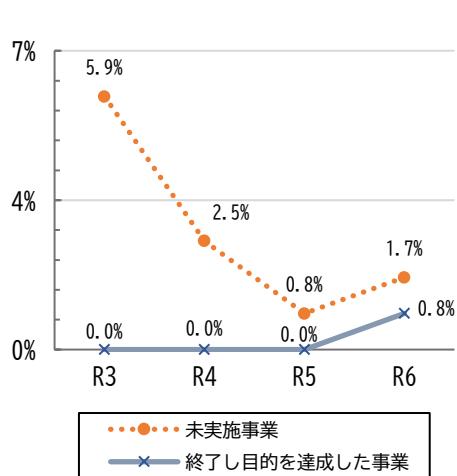
各事業の進行達成度（5 段階）を見ると、令和 3 年度から概ね 8 割ほどの事業が計画どおりに継続して進んでいる」と回答しており、令和 4 年度から令和 5 年度にかけて少し減少しましたが、令和 6 年度には再び増加し、83.1% となっています。

以上のことから、大半の事業が計画どおり進捗していることが分かります。

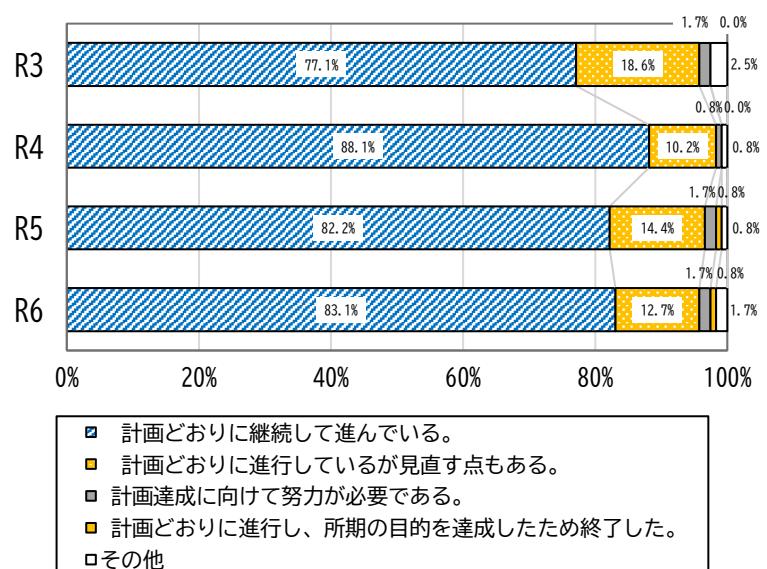
■ 事業の達成度（進行達成度） 推移

| | | 事業の達成度 | | 事業の進行達成度 | | | | | |
|-------|----|--------|---------|----------|----------------|----------------------|----------------|------------------------|-----|
| | | 成した事業 | 終了し目的を達 | 未実施事業 | る統計画で進んでおりでにい継 | 直行計画で直すし点もいおりある。がに見進 | あて計画力達が成必に要向でけ | 終を行し、計画し終了した。所期のたのため的進 | その他 |
| 令和3年度 | 数 | 0 | 7 | 91 | 22 | 2 | 0 | 3 | |
| | 割合 | 0.0% | 5.9% | 77.1% | 18.6% | 1.7% | 0.0% | 2.5% | |
| 令和4年度 | 数 | 0 | 3 | 104 | 12 | 1 | 0 | 1 | |
| | 割合 | 0.0% | 2.5% | 88.1% | 10.2% | 0.8% | 0.0% | 0.8% | |
| 令和5年度 | 数 | 0 | 1 | 97 | 17 | 2 | 1 | 1 | |
| | 割合 | 0.0% | 0.8% | 82.2% | 14.4% | 1.7% | 0.8% | 0.8% | |
| 令和6年度 | 数 | 1 | 2 | 98 | 15 | 2 | 1 | 2 | |
| | 割合 | 0.8% | 1.7% | 83.1% | 12.7% | 1.7% | 0.8% | 1.7% | |

■ 事業の達成度 推移



■ 事業の進行達成度 推移



(3) 本市が取り組むべき男女共同参画の課題

前期計画の数値目標及び事業の進捗状況から、以下の5つを本計画における本市が取り組むべき男女共同参画の課題として設定し、取組を行います。

■ 基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

■ 意思決定の場における女性の登用促進

市における審議会等の女性委員登用のための取組は引き続き行われていますが、目標値である50%にはいまだ届いていない状況で、意思決定の場における男女平等が十分に進んでいません。

要因としては、審議会の所管する分野によっては女性の人材が少ない、ということと、女性委員登用の意義と必要性が、十分に庁内で共有できていない、ということなどが考えられます。

今後は、女性が参画しやすい審議会の環境整備や、女性審議会委員の選出母体のひとつとなる女性人材バンクの整備など、積極的な登用の取組を強化する必要があります。

■ 男女平等に関する啓発・認知度の向上

社会全体において、長年、男女共同参画に関する様々な取組が進められており、着実に人々の意識は改善されていますが、依然として社会の慣行や考え方には男性優遇のものが残り、男女の平等感が大きく変わることは至っていません。

旧来の固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は、長年にわたって人々を取り巻いている環境により形成されたもので、簡単に改めることは難しいのですが、これに起因する差別やハラスメントなどの人権問題を起こさないためには、男女平等意識のさらなる啓発が必要です。

本市においても、市民の男女間における平等感は、前回調査よりかえって低下してしまっている状況のため、今後も引き続き男女平等意識の醸成のため、セミナーや情報提供などを通じた啓発活動を充実させていくと同時に、そのことを十分に周知していく必要があります。

■ 基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

■ 仕事と家庭生活の両立を支える環境の整備

各種統計において、出産や介護などを理由に仕事を退職する人の割合は減少していますが、依然としてこれを理由に退職してしまう方々は存在しています。

また、意識調査において、仕事と家庭生活を共に優先している市民の割合が4割未満である一方で、「仕事と家庭のバランスをとって生活したい」と回答した方は8割近くおり、現実と理想に大きく乖離があるということが分かっています。

仕事と家庭の両立のためには、育児・介護休業制度の利用しやすい環境や意識の醸成及び労働時間の短縮といった労働環境の整備と、男性の家事参画に対するさらなる意識啓発が必要です。

以上のことから、柔軟な働き方の促進や、男女を問わず働き続けやすい環境の整備と、男性の家事参画促進のため、各種媒体を通した周知・啓発のさらなる実施や、家庭の生活セミナーなどの受講者を増やすといった取組が必要です。

■ 基本目標3 安心・安全の実現に向かって

■ DV被害を相談・支援につなげる仕組みの強化

DVは、被害者的人権を著しく侵害する重大な問題であるとともに、男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、その前提条件として、配偶者からの暴力は絶対にあってはならないことです。

DVの数を少しでも減らすためには、DVに関する正しい理解の促進や相談窓口の周知に加え、「一人で悩まず、まずは相談を」という相談に対する抵抗感をなくすような意識の啓発が必要です。

意識調査の結果、「DV防止法」や、性被害者相談窓口に対する認知度はある程度図れていますが、「DVを受けたことがある」と回答した方のうち、「相談したことがある」と回答した方の割合は4割未満といまだ少ない状況となっており、問題自体は認知されていますが、相談の利用には繋がっていない現状が課題といえます。

今後は、相談窓口の利便性向上や、安心して相談できる環境づくりの推進、さらに、窓口利用の障壁を減らすための幅広い周知活動を行う必要があります。

■ 男女共同参画の定量的目標達成体制の見直し

前期計画の数値目標の達成状況を見ると、数値目標が8つあるうち、6つが未達成となっていますが、一方で具体的な事業の多くは「計画通り進行している」という結果となっています。このことから、本計画は国や県の基本計画等を踏まえたものであるので、事業の内容が目標達成のために直接結びついていないのではなく、その進行管理方法について、正しく行えていないという可能性があります。

今後は、数値目標の管理体制や事業の進捗の調査方法を改善し、数値目標の達成への過程（プロセス）を明確化するなどの対応が必要です。

第2章 施策の展開

基本目標1 男女の共同参画の実現に向かって

施策の方向性1 男女の社会参画の推進

現状と課題

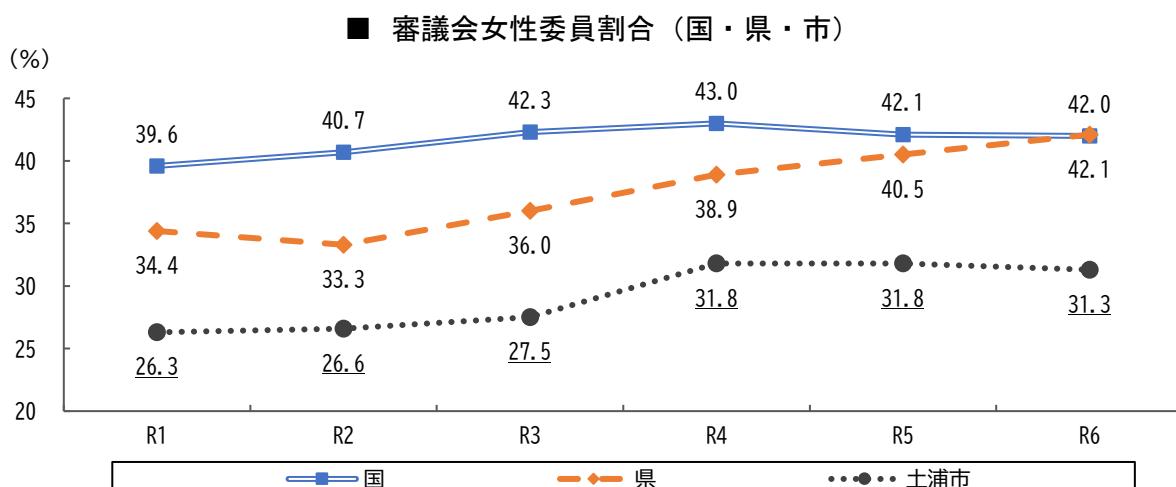
令和7年4月1日現在の本市の総人口は14万979人であり、男女いずれも7万人台となっています。政治、経済、地域活動など、社会のあらゆる分野に男女が対等な関係で参画するということは、男女共同参画社会を実現させるうえで不可欠なことであり、女性の活躍が進むことは、女性のみならず、男女がともに暮らしやすい社会の実現につながります。

しかし、本市における女性委員の審議会等への参画状況は、未だ十分とは言えず、令和7年4月1日現在の女性委員の登用率は31.3%であり、目標である50%を下回るとともに、全国平均、県平均値を下回る状態が続いている。

市民意識調査においても、社会全体としての男女の地位について、回答者の約7割が男性優遇であると認識しており、男女平等であるという回答は全体の12%ほどとなっています。男女が社会の平等な構成員として、市の政策立案及び方針決定の場において参画を進め、市政に男女双方の意見や考え方を反映させていくことが課題となっています。

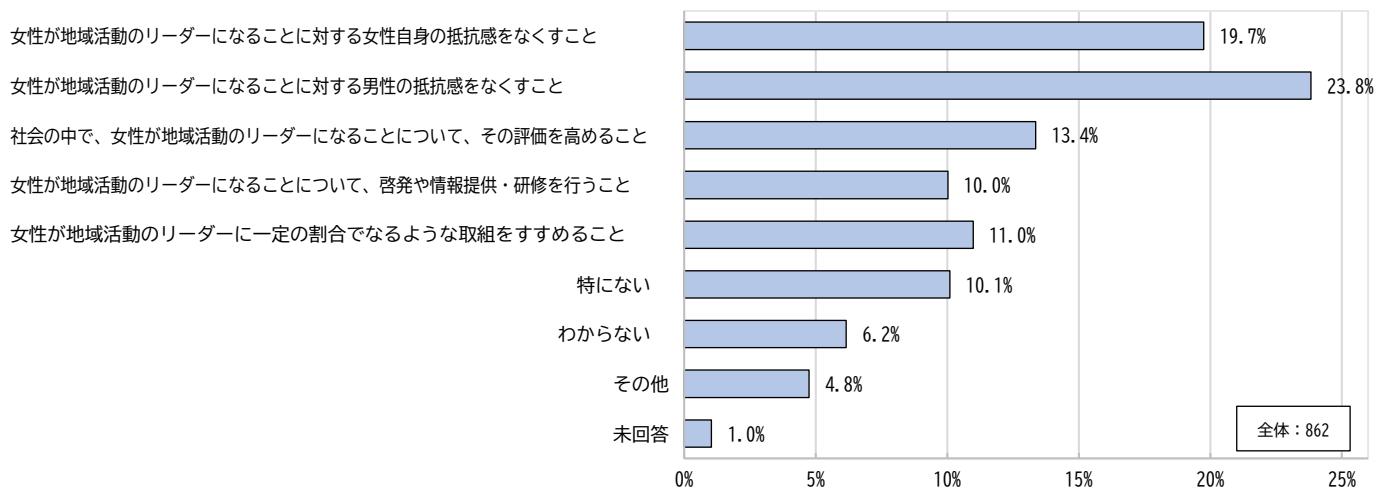
また、豊かで活力ある地域づくりのためには、町内会・自治会やPTA活動をはじめとした地域・社会活動に様々な人が参加し、多様な考え方を地域社会に反映させることが必要です。

市民意識調査においては、女性が地域活動のリーダーになるために必要なこととして、「男性の抵抗感をなくすこと」が2割強で最も多くなっており、「女性自身の抵抗感をなくすこと」が続いている。女性が地域活動のリーダーになることについて、男女双方とも抵抗感を抱いていることが見受けられるため、男女双方の意識の変革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会とすることが必要です。



資料：府内作成

■ 女性が地域活動のリーダーになるために必要だと思うこと



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】政策立案・方針決定における男女平等の実現

- 本市の審議会等の女性委員登用率50%の早期達成に向けて、府内の各審議会等所管部署への働きかけの強化や、女性委員が活躍しやすい環境を整備するとともに、女性審議会委員の選出母体のひとつとなる女性人材バンクの整備に努めます。
- 企業や地域に根差した各種団体等に対して、方針決定の場への女性の登用について積極的に働きかけるとともに、リーダーとなる女性の育成に努めます。

【施策2】誰もが参加できる地域・社会活動の推進

- 地域・社会活動に男女双方が参加することを支援するとともに、活動における意思決定の場への女性の参画を促すなど、女性が十分に活動できるよう意識の啓発及び環境の整備を、地域で男女共同参画の推進を行う団体等と連携しながら行います。

施策の方向性2 職場における女性の活躍の促進

現状と課題

本市においては、近年女性の労働力率が上昇傾向にあり、年齢階級別労働力率のM字カーブの状態が解消しつつあります《12ページ》。このことからは、女性の働き方について、結婚・出産を契機とした離職が主流であった時代から、結婚・出産後も就労を継続することが主流の時代に移行していることがうかがえます。

事実、第1子出産後の就労継続率は平成27（2015）年から令和元（2019）年までに7割程度となっており《14ページ》、市民の女性の望ましい働き方に関する意識として、「女性は子どもが生まれても仕事を続ける方がよい」は2割弱へ上昇しています《13ページ》。

しかし、市民意識調査によれば、依然として「女性は出産や子育てで一時的に仕事をやめても、その時期が過ぎたら、再び仕事を持つ方がよい」と回答した方が半数以上いるという状況《13ページ》から、今後、女性が出産・育児等で離職しなくともよい環境を整備するとともに、一度離職をしてしまい、育児を終えて再び就職しようとする人や転職者などが再チャレンジできるような支援の充実が必要です。

また、我が国の就労の場における女性の地位は、国際的に見て低い状態となっています。日本の管理的職業従事者（会社役員、企業の課長相当職以上等）に占める女性の割合は16.3%（令和6年）であり、おおむね30%以上となる諸外国と比べて低い水準となっています。

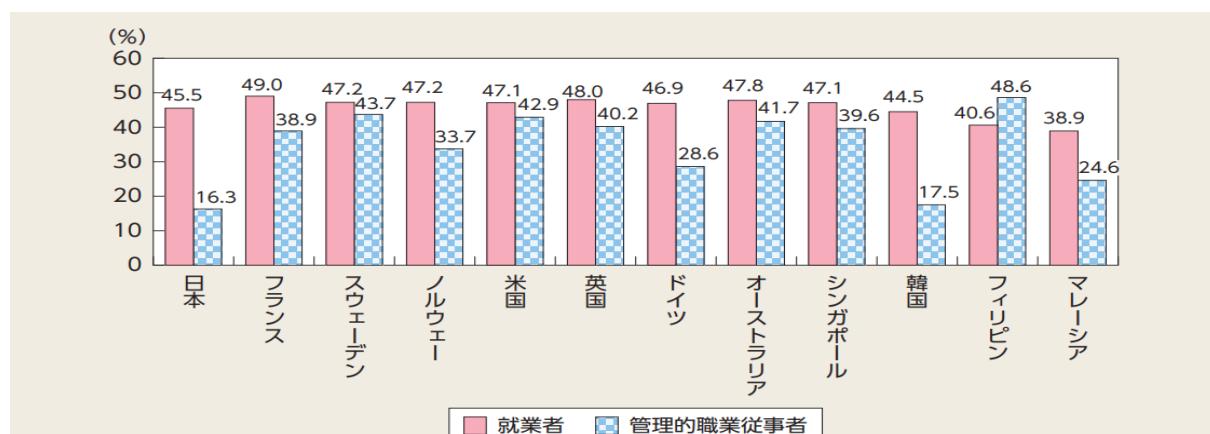
さらに、本市の女性の就労者のうち、令和2（2020）年時点では半数以上が非正規雇用者であり、男性の2割と大きな差があることが分かっています。

これらの役職や雇用形態の差により、男女間の様々な待遇差につながっていると考えられ、こうした待遇差が女性の貧困などの背景となっていると考えられます。

今後は、女性の正規雇用への転換促進や起業支援、そして企業における女性の就労継続を支援することが必要です。

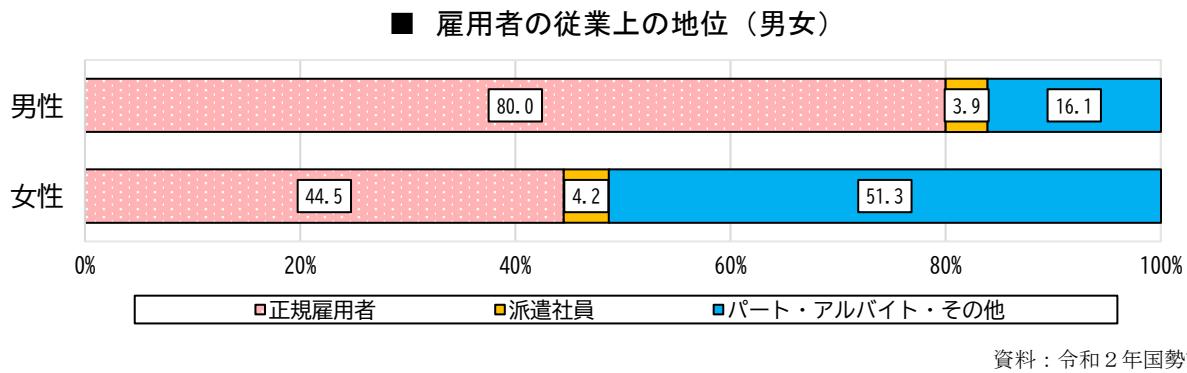
これに合わせて、令和元年5月に改正された女性活躍推進法により、令和4年4月からは一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務について、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主から、101人以上の事業主まで拡大されます。一般事業主行動計画は、女性の活躍を推進するための具体的な手段を定める重要な要素となるため、本計画が未策定である事業主に対する啓発を強化していく必要があります。

■ 諸外国の就業者及び管理的就業者に占める女性の割合



- （備考）1. 日本については総務省「労働力調査（基本集計）」、日本以外の国は ILO「ILOSTAT」より作成。
 2. 日本、米国、オーストラリア及び韓国は令和6（2024）年、フィリピン及びマレーシアは令和4（2022）年、その他の国は令和5（2023）年の値。
 3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

出典：令和7年度男女共同参画白書



【施策1】女性が活躍する職場づくりの支援

- 女性活躍推進法の趣旨及び内容を広く周知するとともに、同法に基づく一般事業主行動計画が未策定である事業主に対する啓発に努めます。
- 安心して働ける職場環境づくりのため、企業等に対して女性特有の各種ハラスメントが起こらないよう啓発を行います。
- 農業分野における男女共同参画の推進は、多様な視点と発想を経営に取り入れることで、農業の生産性向上、新たな価値創造、そして持続可能な発展を可能にするものです。そのために、女性農業者（家）の活動強化のためのセミナーや、家族経営協定の締結促進などを行います。

【施策2】女性の就労支援、起業支援

- 就労を希望する女性が能力を十分に発揮できるようにするために、子育てや介護等により離職した後の再就職支援、育児休業からのスムーズな復帰を図るための支援を進めます。
- 女性のキャリアアップのための能力育成、女性自身の意欲を高め能力を開発できるような学習機会の充実を図るとともに、起業する女性に対する支援を進めます。

施策の方向性3 教育・学習の場における男女共同参画の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、家庭や保育所、幼稚園、学校における幼少期からの教育・学習が重要です。次世代を担う子どもたちが男女平等意識をもち、男女がともに協力し合うことの大切さを理解できるように取り組む必要があります。そのためには、子どもたちに対しての啓発のほかに、教職員をはじめ、子どもと関わる大人が男女共同参画について十分に理解し、教育現場において男女共同参画を図ることが重要です。

市民意識調査では、学校教育の場で男女が平等であるという回答は前々回調査から今回調査にかけて増加を続けており、他の分野に比べて最も高い割合となっています。

また今日、学校教育の場のみならず、家庭教育や社会教育の重要性が高まっています。こうした場においても男女共同参画社会形成に向けた教育・学習活動を展開し、男女共同参画の視点に立って生涯学習を進めることが重要です。

■ 学校教育の場における平等感の推移

□男性の方が優遇されている □平等である □女性の方が優遇されている □わからない □無回答



資料：「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をまとめて「男性の方が優遇されている」として計上しています。女性においても同様。

【施策1】保育・教育現場における意識づくり

- 子ども一人ひとりに対し、個人の尊厳や男女平等の理念、他者への思いやりといった教育や学習の一層の充実を図り、一人ひとりの「違い」を受け入れて認め、個々の能力が十分に發揮できるような教育を引き続き推進します。
- 教職員に対しても、男女平等意識を定着させるための研修を実施します。

【施策2】生涯学習分野における意識づくり

- 女性が自らの意思によって社会のあらゆる分野に参画でき、また、男女が多様な生き方を選択できるようにするために、社会教育の場において学習機会を提供します。

施策の方向性4 男女共同参画意識の形成

現状と課題

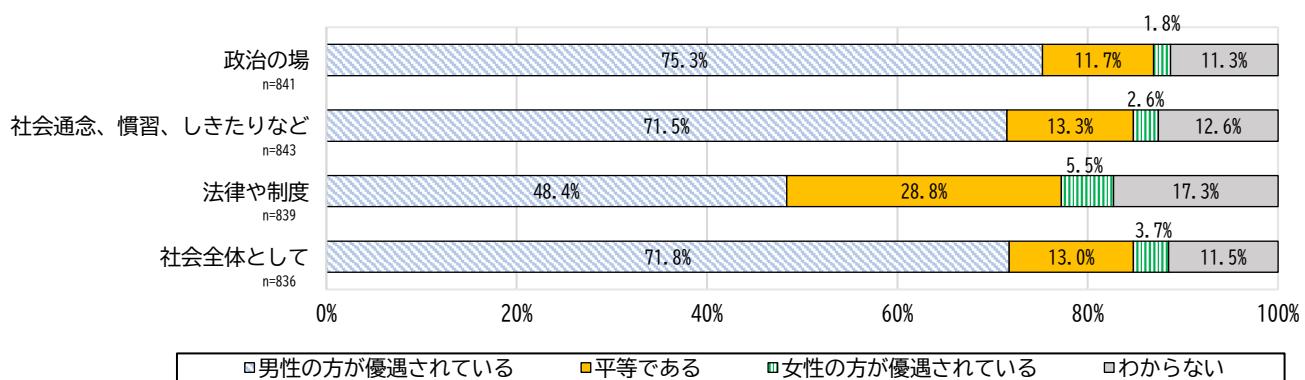
社会の制度や慣習の中には、性別による優遇や差別があったり、男女の平等な参画を阻んだりするものが根強く残っています。

市民意識調査からは、政治の場、社会通念や慣習、しきたりなどを中心に、多くの分野について男女平等ではなく男性が優遇されているという意識が強いことがわかります。現に、社会全体の男女の平等感は「割弱」という状況であることから、社会全体として男女共同参画意識の形成は未だ途上であり、男女平等の実現に向けてより一層の意識改革が必要です。

また、市民意識調査では、掃除・洗濯、食事の用意や後片付けなどの日常の家庭内の仕事については、多くの分野について妻（パートナー）が行っているという回答が多くなっており、家庭内においては依然として女性に負担が偏っている実態が見受けられます。固定的な性別役割分担意識を解消し、真に家庭内における男女共同参画を実現するためには、男性も女性も、誰もが男女共同参画を自らの課題であると認識し、意識的に習慣を変えることが必要です。

また、男女共同参画は国際社会の取組と密接に関係していることから、本市としても国際的な動向を踏まえた施策を推進するとともに、国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や状況を周知し、市民の理解を深めていくことが重要です。

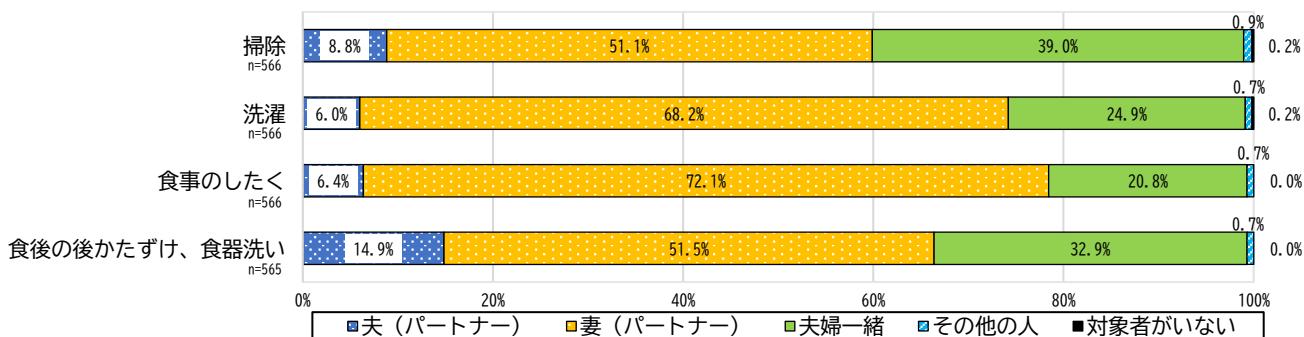
■ 男女の平等感



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

※「男性の方が優遇されている」、「どちらかといえば男性の方が優遇されている」をまとめて「男性の方が優遇されている」として計上しています。女性においても同様。また、無回答は除外して計上しています。

■ 家庭内の家事分担



※無回答は除外して計上しています。

資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】家庭における男女共同参画の実現に向けた意識づくり

- 男女がそれぞれの家庭において対等な立場で共同参画することの重要性について、様々な機会をとらえて意識啓発や学習機会の提供に努めます。
- 特に、男性の家事参画促進のための取組を進めることで、家庭内における男女平等の実現を図ります。
- 親子の交流などを通じて、家庭における男女共同参画の実現を目指します。

【施策2】市による推進施策の充実・強化

- 男女が自らの意思によって多様な生き方を選択し、社会のあらゆる分野で個性や能力を発揮できるよう、市民に対して効果的な意識啓発や情報提供を行うとともに、施策推進の担い手である市職員の意識を高めるための取組の充実に努めます。
- 市職員の女性活躍推進に関して、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画である「土浦市役所女性職員活躍推進プラン（& “新” 土浦市役所子育て支援プラン）」に基づいた施策を推進します。

【施策3】国際理解の推進

- 男女共同参画に関する国際的な動向についての理解が深まるよう、情報収集や情報提供を行います。また、多文化共生に関する学習機会や交流を充実させ、国際的視野からの男女平等意識の理解を促します。

基本目標2 多様な働き方と持続可能な生活の実現に向かって

施策の方向性1 ワーク・ライフ・バランスの実現と働き方の見直しの推進

現状と課題

誰もが個性と能力を十分に発揮して社会のあらゆる活動に参画していくためには、働きたい人すべてが、仕事と生活（家事・子育て・介護などの家庭生活、地域でのボランティア活動など）との二者択一を迫られるのではなく、多様で柔軟な働き方を通じた仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現できるようにすることが大切です。

市民意識調査によると、仕事と家庭生活の調和に関して、「仕事と家庭生活をともに優先して生活している」は約4割にとどまっており、「仕事を優先して生活している」と回答した方は全体で2割以上存在するなど、未だ仕事を優先している方が多いという実態があります。

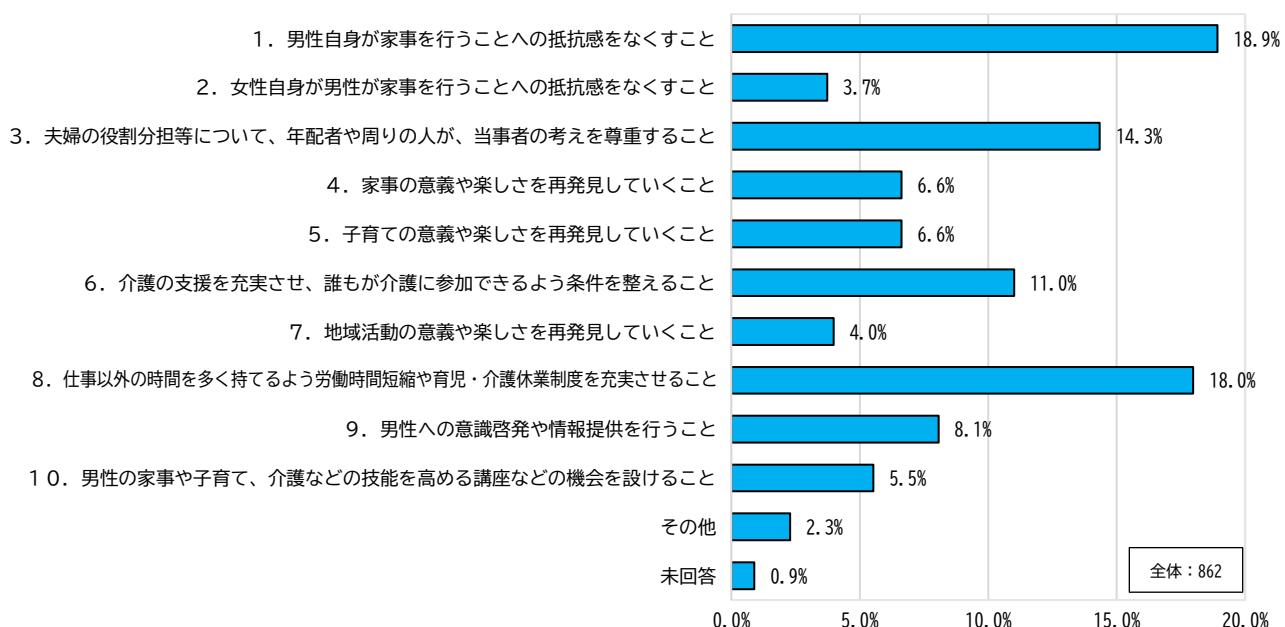
仕事を優先する理由については様々なものがあると考えられますが、市民意識調査からは、家庭内の仕事（家事等）の多くを「妻（パートナー）」が担っており、男性の家事参加が依然として不十分である実態がうかがえます《26ページ》。この背景には、男性が仕事を優先する傾向があると考えられます。

では、男性が家事、育児、介護、地域活動により積極的に参加するためには何が必要なのでしょうか。同調査では、「男性自身の家事への抵抗感を減らすこと」と、「仕事以外の時間を多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が、それぞれ2割近くと多く挙げられています。この結果から、男性のワーク・ライフ・バランスを実現するためには、男性自身の家事参画に対する意識を高めることと同時に、長時間労働の是正や育児・介護休業制度の充実など、職場における支援制度を強化し、男性が家庭と仕事を両立しやすい環境を整えるといった、個人の意識改革と環境整備の双方が不可欠であることが分かります。

さらに同調査の、「仕事に対する考え方について、どのような形が望ましいと思うか」という問い合わせにおいて、最も多かったのが「男女問わず家庭・家族との触れあいが充実することで仕事へも良い影響を与えると思うから、うまくバランスを取りながら生活した方がよい」の77.3%であった結果から、仕事と家庭のバランスを取りたいと考えている人がほとんどなのに対し、実際の働き方がそうではなく、理想と現実にギャップがあることが分かります《10ページ》。

今後は、より理想に近い生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組が必要です。

■ 男性が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】安心して働ける職場づくりの推進

- 市内の事業者及び就労する市民に対して、仕事と生活の調和の実現と、働き方改革関連の新たな制度や法令等についての情報を提供するとともに、柔軟で多様な働き方の導入に向けた啓発を行うことを通じて、職場における男女共同参画が図られ、誰もが働きやすい職場づくりがなされるように努めます。

【施策2】男性にとっての男女共同参画

- 男性が仕事のみならず家事、育児、介護等の多様な経験を得ることは、職場において多様な価値観を認め合い、視野が広がることにつながるため、自身のマネジメント力の向上に資することができる。こうしたことを念頭に、男性にとっての男女共同参画の理解促進に努めるとともに、男性の家事等への参画を促進するようなセミナーの開催などを行います。

施策の方向性2 特に配慮・支援を要する男女を支える仕組みづくり

現状と課題

誰もがあらゆる分野に参画し、安心して子どもを生み育てるためには、男女がともに子育てに参加することに加え、身近な地域で子育て支援サービスを利用できることが必要です。

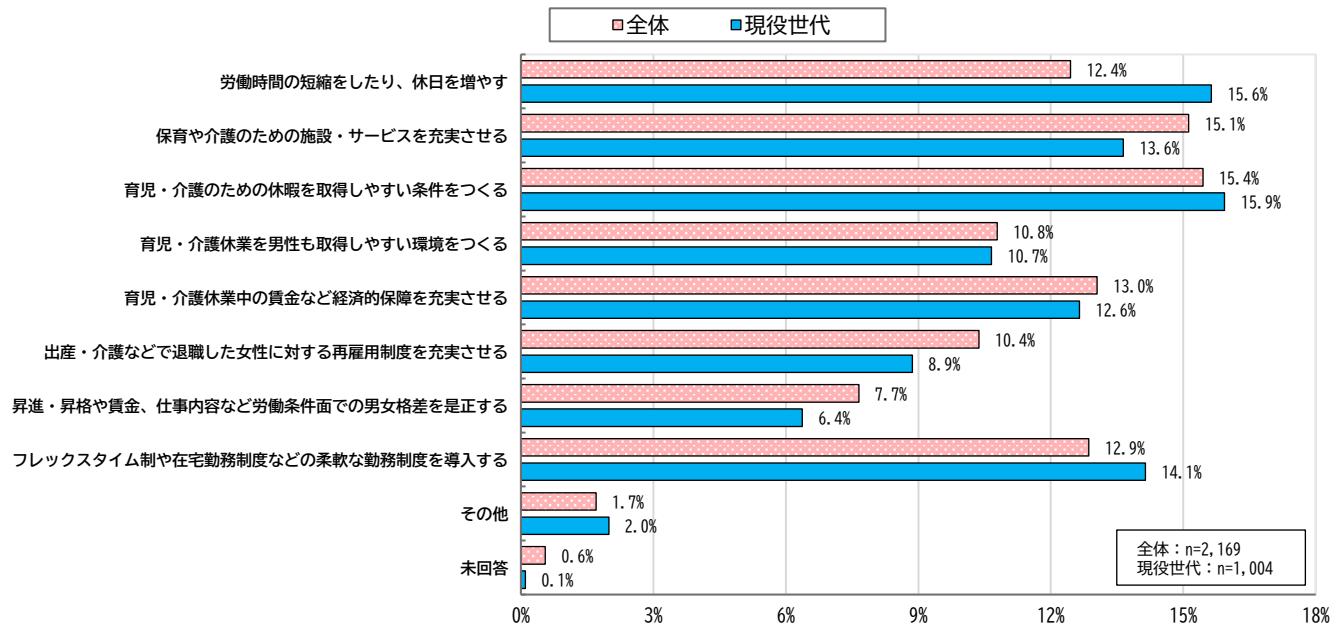
また、高齢化が進行する中で、働きながら家族の介護をする人の増加とともに、仕事と家族の介護の両立に悩んで仕事を辞めざるを得なくなる「介護離職」の増加が懸念されます。さらに、晩婚化・晩産化により育児と介護を同時期に担う「ダブルケア」に直面する人の増加も課題となります。

こうした問題に対応するためには、長時間労働を前提とした男性中心型の労働慣行を改めるとともに、短時間勤務、在宅勤務制度、育児・介護のための休暇・休業の取得促進など、職場における支援の充実と柔軟な働き方の整備を進めることが重要です。

市民意識調査では、男性も女性も働きやすい社会にするために必要なこととして、「保育や介護のための施設・サービスを充実させる」「育児・介護のための休暇を取得しやすい条件をつくる」が多くなっています。また、男性が家事・育児・介護・地域活動に積極的に参加していくために必要なこととして、「仕事以外の時間が多く持てるよう労働時間短縮や育児・介護休業制度を充実させること」が最も多くなっており、育児休業や介護休業制度、保育や介護のためのサービスに対する強いニーズがあることがわかります。

市内にはひとり親家庭、高齢者や障害者、外国人、貧困状態にある人など、様々な困難を抱えながら生活している人がおり、その中には女性（男性）であることを理由とした複合的な困難を抱えているケースもあります。本市で暮らす誰もが安心して生活できるようにするために、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。

■ 男性も女性も働きやすい社会にするために必要だと思うこと



【施策1】仕事と子育てとの両立支援の推進

- 仕事と家庭の調和を図り、両立を図る「ワーク・ライフ・バランス」の実現を目指すため、セミナーや啓発活動を実施します。
- 「2020 つちうらこどもプラン」に基づき、待機児童を生じないよう教育・保育施設の確保や病児保育や延長保育など保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育ての両立にかかる負担を軽減するため、地域における子育て支援策を充実させます。

【施策2】働きながら高齢者、障害者を介護する家族に対する支援

- 仕事と介護の両立にかかる負担を軽減し、介護による離職を防止するため、障害福祉サービス及び高齢福祉サービスの充実を図るとともに、サービスの利用促進のための施策の周知などを行います。

【施策3】生活上の困難を有する男女に対する支援

- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するため、各種支援制度の情報提供や自立支援のための経済的支援の充実に努めます。
- 高齢者や障害者、外国人、貧困状態にあるなど困難を抱えている人が地域社会の一員として安心して暮らし続けることができるようにするため、身近な地域での支援体制の整備や相談体制の充実など、必要な支援に努めます。

基本目標3 安心・安全の実現に向かって

施策の方向性1 配偶者等からの暴力の防止と被害者に対する支援

現状と課題

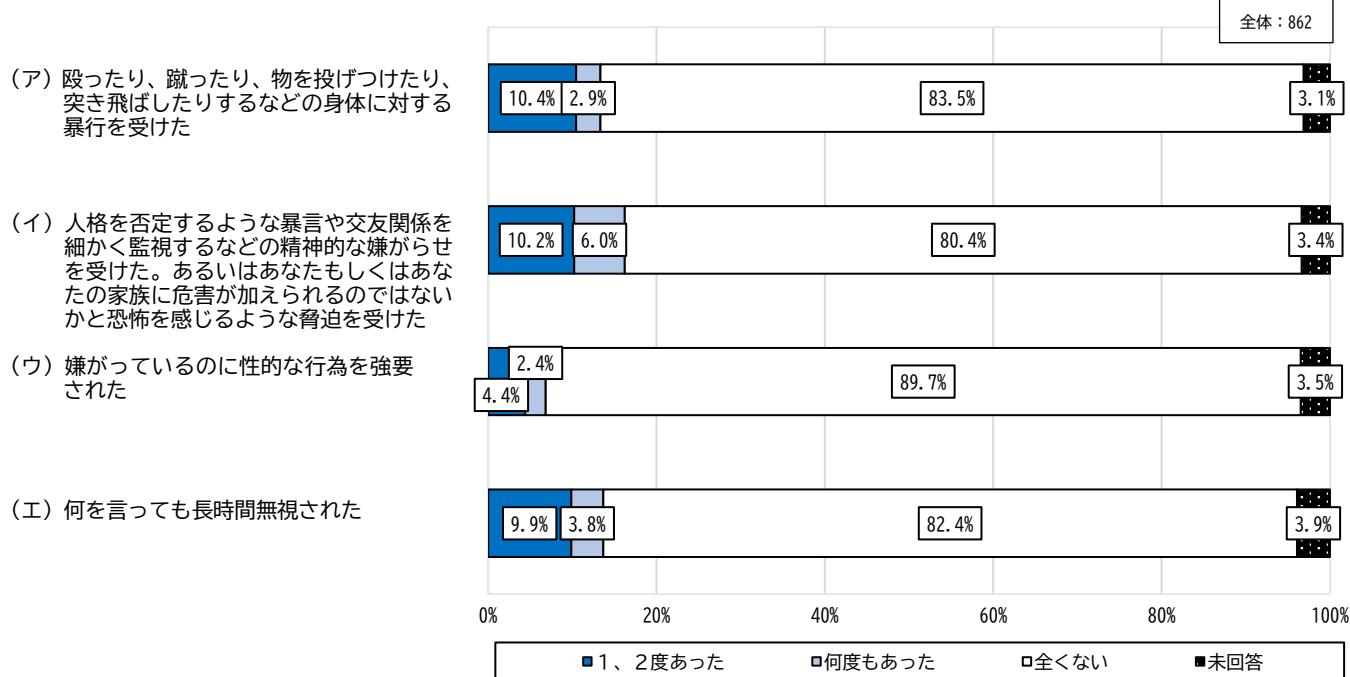
配偶者・パートナーとの間の暴力（DV、ドメスティック・バイオレンス）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは主に家庭内という外部からの発見が困難な場所で起きやすいという特性があるため、被害の深刻化と潜在化が懸念されます。また近年、若年者における交際相手からの暴力（デートDV）の問題も深刻化しており、子どものころからの暴力防止教育の必要性が高まっています。

市民意識調査によると、配偶者や恋人などから身体や精神面に対する暴力を受けたことのある市民は2割以上となっていますが、被害者のうち、被害を相談したことがあるのは約4割程度という状況で、特に男性の相談者が少なく、男性は2割を下回る状況です。

相談しなかった理由としては、「相談してもムダだと思った」が19.6%で最も多く、次点で「相談するほどのものではないと思った」の16.6%、「自分さえ我慢すればいいと思った」の15.1%と続くような状況でした。

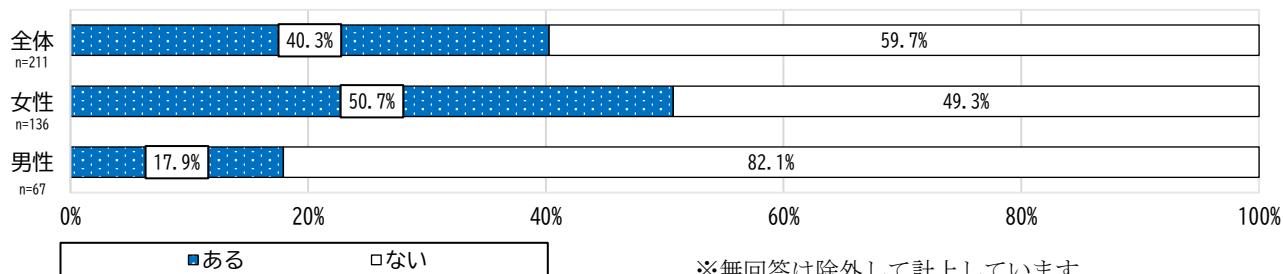
今後は、府内の関係部署や警察、配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携を強化し、相談窓口の整備をするとともに、相談窓口の周知と、被害者本人の相談をすることに対する抵抗感を下げる取組が求められます。

■ 今までにDV受けたことがあるかどうか



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

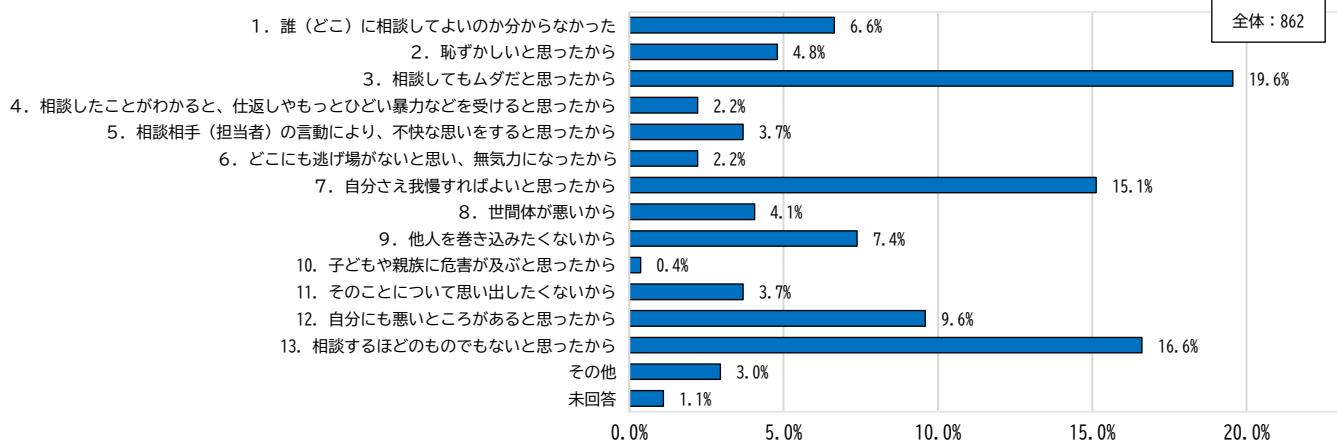
■ DVについて相談したか



※無回答は除外して計上しています。

資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

■ 相談をしなかった理由



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】暴力の予防と啓発

- DVは家庭の問題ではなく、男女共同参画社会の実現を阻害する重大な人権侵害であることを周知し、社会全体で問題に対処するための機運を高めます。
- デートDVに関して、市民に対する啓発とともに学校における人権教育の充実を通して、予防に向けた取組を行います。

■ 女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク
(内閣府男女共同参画局)



【施策2】被害者の早期発見と保護、自立支援

- 市の相談窓口など、DV被害者の相談を受け付ける場所について被害者を含む市民への周知を進め、被害者が公的な窓口に相談しやすい雰囲気の形成に努めます。
- DVに関する相談について、関係者及び関係機関相互の連携を深め、DV被害者が安心して相談できる状態を目指します。あわせて、被害者の個々の状況に応じた適切な支援の実施に努めます。

施策の方向性2 あらゆる人権侵害の根絶

現状と課題

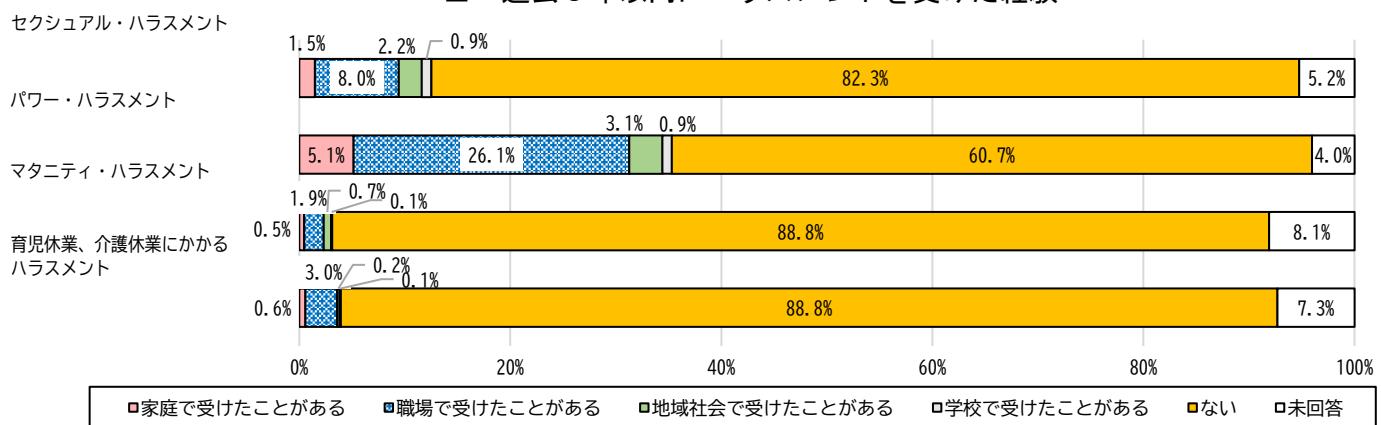
市民一人ひとりの人権が尊重されることは、本市が目指す男女共同参画社会の前提であるといえます。我が国では、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法などの法令に基づき、虐待防止に向けた取組が進められていますが、近年においても痛ましい虐待事件が報道され、深刻な社会問題となっています。このほか、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、職場等における各種ハラスメントも看過できない課題です。さらに、困難を抱える人々を互いに支え合う社会づくりを進めることも重要であり、市にはこうした状況に的確に対応し、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進することが求められています。

また、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの行為は、男女共同参画社会の実現を妨げる要因です。職場で発生した場合には、被害者の就労継続が困難となる場合もあります。男女ともに働きやすい環境を整備するためには、ハラスメントのない環境づくりと、これを許さないという意識の醸成を促進することが必要です。

さらに、女性が日常生活や社会生活を営むにあたり、女性であるがゆえに直面する困難が少なくないことから、困難を抱える女性の福祉向上のため、人権が尊重され、安心して自立した生活を営むことのできる社会を実現する施策が求められています。これを踏まえ本市では、困難を抱える、またはそのおそれのある女性に対して、その困難を解消し、もって人権が尊重され、安心してかつ自立して暮らせる社会を目指した取組を進めます。

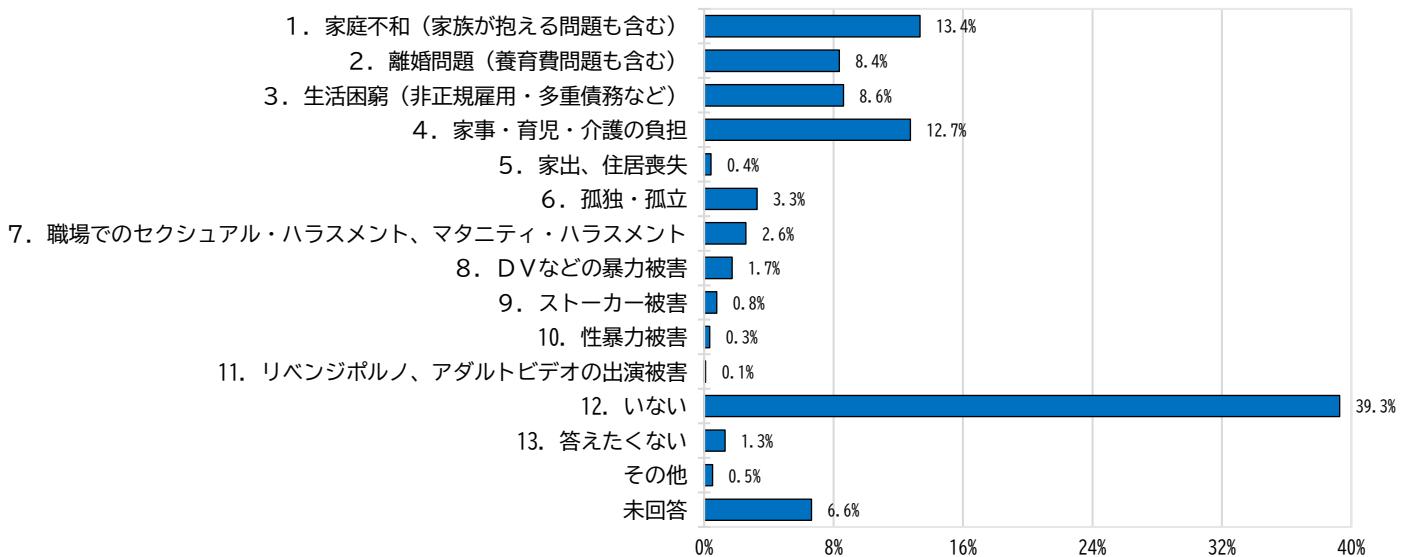
年齢、性別、国籍、障がいの有無、性的指向や性自認などにかかわらず、一人ひとりが尊重され、個々の能力を発揮できる社会、すなわち多様性が受容されるダイバーシティ社会の実現のためには、あらゆる人権侵害を許さない意識の醸成と、問題解決に資する相談体制の整備が不可欠です。

■ 過去5年以内にハラスメントを受けた経験



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

■ あなたご自身（女性の方）やあなたの周囲にいる女性で、以下のような悩み・困難に直面している人はいますか



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】様々な人権侵害の防止と被害者の支援

- 女性の人権に関する各種相談窓口の充実に努めるとともに、共生社会に向けて、困難を抱える人を助け合い、相談しやすい体制づくりを進めます。
- 職場や教育の場、地域における各種ハラスメント防止対策を推進するため、事業者や市民に対する啓発に努めるとともに、市役所や学校等におけるハラスメント防止対策を進めます。
- 虐待や性暴力被害者を発見した場合は、速やかに安全な場所に保護するとともに、被害者の生活再建に向けた支援を行います。
- 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、年齢や性別、国籍、障がいの有無、性的指向・性自認等の多様性を受け入れ、認め合うための啓発を行います。

【施策2】困難な問題を抱える女性への支援

- 女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化しています。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題となっています。
- これらを踏まえ、女性が抱える困難な問題を発見し、その立場に立って相談に応じ、その専門的な技術に基づいて必要な支援を行う女性相談支援員の設置や、民間の団体または福祉・保健医療、労働、教育や住まいなど多岐にわたる各関係機関との協働による支援及び関係機関との調整会議の設置、各種啓発事業を実施します。

施策の方向性3 防災における男女共同参画の実現

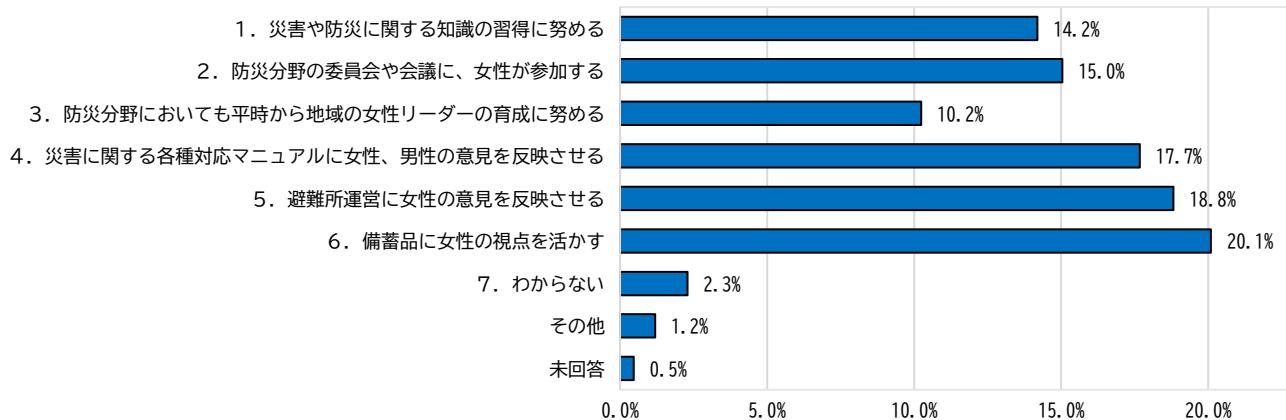
現状と課題

近年の我が国では、大規模かつ様々な自然災害が発生しています。こうした大規模災害は、すべての人の生活を脅かしますが、とりわけ女性や子ども、困難な状況にある人々がより多くの影響を受けます。非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の負担が女性に集中することや、DVや性被害・性暴力が生じる危険性が高まるなどされているほか、東日本大震災等の避難所では、女性の視点に欠ける運営がなされたことに伴い、女性が様々な苦痛を抱えたという実態があります。

こうした問題に対処するためには、防災対策に女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した男女共同参画の視点を反映することが必要です。本市の人口の半分を占める女性の視点を取り入れた防災体制は、非常時に女性のみならず、子どもや障害者、高齢者といった人々を守ることにもつながり、地域の防災力を高めることにもつながります。

市民意識調査の「防災分野で男女共同参画の視点を活かすためには、どのようなことが重要だと思いますか」という問い合わせでは、「備蓄品に女性の視点を活かす」と「避難所運営に女性の意見を反映させる」という意見が2割程度と、多くの方が、防災分野において男女共同参画の視点を生かすためには、女性の意見をより反映していくことが重要であると考えているということが分かります。

■ 防災分野で男女共同参画の視点を活かすため必要だと思うこと



資料：令和6年度「土浦市男女共同参画社会に関する調査」

【施策1】防災・災害発生時の対応への女性の視点の反映

- 防災にかかわる意思決定の場に女性が参画し、リーダーとして活躍できるようにするため、意識の啓発に努めます。また、自主防災組織への女性の参画を促します。
- 平常時から防災における男女共同参画について意識し、災害発生時の避難所の運営に女性の視点を取り入れるための施策を進めます。

施策の方向性4 心と体の保護

現状と課題

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成する上での前提であると言えます。また、男女が生涯にわたり健康でいきいきと自らの個性や能力を発揮するためには、心身の健康について正しい情報を入手し、自ら主体的に健康づくりに取り組むことが必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といったライフステージごとに大きく変化するという特性があり、妊娠・出産、乳がんや子宮頸がんなど、女性特有の健康問題があることを男女とも理解するとともに、男性とは異なる健康上の配慮を行う必要があります。

また、妊娠や出産などの生殖や性に関して本人の意思が尊重されることや、心身ともに健康であるということは、誰もが自分らしく充実した人生を送る上で重要なことです。リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点を持って取組を進めるとともに、こうした考え方の普及啓発を引き続き行う必要があります。

用語解説

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」

性と生殖に関する健康と権利。すべての男女が、単に発病や障害がないというだけではなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態で満足できる性生活を送り、子どもを生むかどうか、いつ何人生むかを決める自由と権利を持っていることを指します。

【施策1】生涯を通じた健康保持増進の支援

- 男女が生涯にわたり健康で自立した生活を営むために、健康に関する学習機会や情報提供に努めます。
- 男女の身体の特徴や性差についての理解を広め、特に女性のライフステージに応じた健康づくりを支援します。

第3章 計画の推進に向けて

1 総合的な推進体制の強化

(1) 市民・市民団体の参画

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、市民一人ひとりが男女共同参画を自身の問題として認識し、家庭や職場、地域社会において主体的に行動することが期待されます。

このため、市は市民や市民団体、各種グループに対して本計画の広報、啓発を図るとともに、施策の進捗状況を定期的に公開します。また、学識経験者をはじめ、議会代表者、関係機関代表者、各種団体の代表者などからなる「土浦市男女共同参画推進委員会」に対して定期的に施策の進捗状況を報告します。これらの取組を通して市民と行政が相互にパートナーとして協働し、さらなる施策の充実を図ります。

(2) 庁内組織の強化

本計画に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、男女共同参画センターを所管する人権推進課ダイバーシティ推進室による取組はもとより、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が意識的に取り組むことが必要です。

このため、本市が男女共同参画行政関係の総合的な推進を図るために組織した「男女共同参画庁内推進会議」(事務局：人権推進課ダイバーシティ推進室)が中心となって、関係各課のより一層の連携を促します。

あわせて、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策を中心となって推進する市職員一人ひとりが社会における固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の存在を十分に意識し、適切な対応をとることができるよう、研修の機会の充実に努めます。

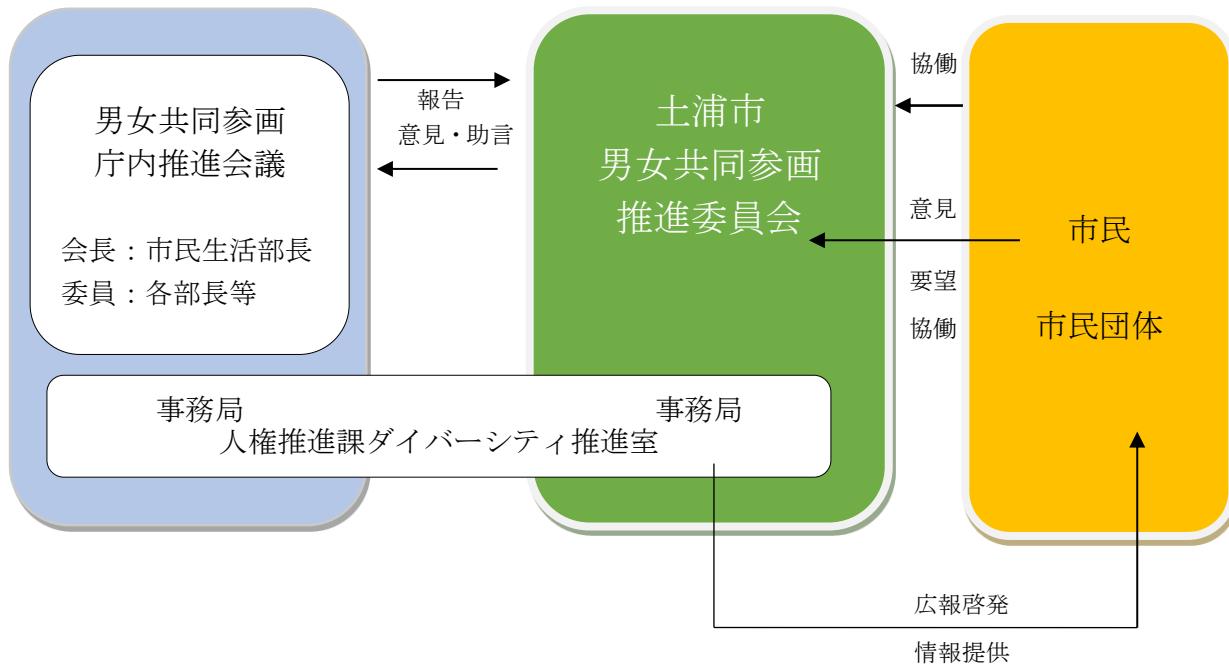
(3) 国・県等関係機関との連携

男女共同参画の実現に向けた施策は、本市のみならず近隣市町村、県、国も主要な課題として取り組んでいます。また、法律や制度などは、国や県の施策に負うものも多くあります。このため、国や県、近隣市町村や関係機関とのネットワークの維持・強化に努め、広く男女共同参画に関する情報収集を行うとともに、講演会やセミナー、研修会、啓発事業等を協力して行う体制づくりに努めます。

2 計画の進行管理

本計画は、庁内組織である「男女共同参画庁内推進会議」において施策の進捗状況の確認・協議を行うとともに、「土浦市男女共同参画推進委員会」において施策の進行状況の点検や進行管理を定期的に行います。

これらの結果は広く市民に公開して意見や要望を募り、以後の施策推進に反映させます。



3 計画の評価

本計画で掲げた3つの基本目標の達成度合いを計るための客観的な目安として、市民意識調査結果や事業実績などから評価指標項目を選定し、目標を設定します。

また、本計画「(3) 本市が取り組むべき男女共同参画の課題」《17・18ページ》のとおり、前期計画の結果から重点的に取り組むべき項目を評価指標とします。

そして、以下の評価指標に関連のある具体的事業について、活動をどの程度行ったかを計測する達成目標量を設定し、「男女共同参画庁内推進会議」及び「土浦市男女共同参画推進委員会」において、毎年実施状況を評価します。

さらに、男女共同参画推進の状況把握のための参考項目を選定し、数値の推移を定期的に確認します。

《評価指標》

| 基本目標 | 指標名 | 現状値 (令和6年度) | 目標値 (令和12年度) |
|------|---|----------------|-----------------|
| 1 | ①審議会等の女性委員の登用率 | 31.3% | 50.0% |
| | ②計画期間内に委員改選のあった審議会に占める、女性人材バンク登録者からの登用があった審議会割合 | — | 40.0% |
| | ③社会全体としての男女の地位が平等であると感じている市民の割合 【市民意識調査】 | 12.6% | 20.0% |
| 2 | ①仕事と家庭生活を共に優先している市民の割合 【市民意識調査】 | 39.1% | 45.0% |
| | ②常時雇用労働者100人以下の企業数の「一般事業主行動計画」策定割合 | 6.7% | 15.0% |
| | ③保育所の待機児童数 (4月1日時点) | 0人 | 0人 |
| 3 | ①困難な問題に直面したことのある人のうち、相談したことがある人の割合 【市民意識調査】 | — | 50.0% |
| | ②性被害者相談窓口の認知度 【市民意識調査】 | 23.4% | 30.0% |

«参考値»

| No. | 指標 | 現状値 |
|-----|--|---|
| 1 | 市職員に占める女性の割合 | 消防職除く 38.2% 消防職のみ 2.5% (R7.4.1) |
| 2 | 市職員の管理職に占める女性の割合(課長相当職以上の者) | 消防職除く 31.7% (R7.4.1) |
| 3 | 市職員の管理・監督職員に占める女性の割合(係長職以上の者) | 係長・主査級 44.3% 課長補佐級 25.0% 課長級 14.3% 部長・参事級 9.1% (消防職除く R7.4.1) |
| 4 | 市職員の男性の育児休業取得率及び取得期間の分布状況 | 消防職除く 50% (平均 77.8 日) 消防職のみ 63.6% (平均 31.5 日) (R6 年度) |
| 5 | 市職員の男性の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率並びに合計取得日数の分布状況 | 95.7%(1 日以上) (R6 年度) |
| 6 | 市議会議員に占める女性の割合 | 20.8% (R6 年度) |
| 7 | 地区長における女性の割合 | 1.8% (R7.4.1) |
| 8 | 「地域防災センター」女性割合 | 14.0% (R7.11月末時点) |
| 10 | 地域子育て支援拠点数 | 10 か所 (R6 年度) |
| 13 | 放課後児童クラブ待機児童数 | 0 人 (R7.4.1) |
| 14 | 子宮頸がん・乳がん・前立腺がん検診受診者 | 子宮頸がん 医療機関 3,064 人 集団 1,511 人 (R6 年度) |
| | | 乳がん 医療機関 2,926 人 集団 900 人 (R6 年度) |
| | | 前立腺がん 医療機関 1,636 人 集団 1,118 人 (R6 年度) |

第4次土浦市男女共同参画推進計画（後期計画）

令和■年■月発行

発 行 土浦市

編 集 土浦市市民生活部

人権推進課ダイバーシティ推進室

〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号

TEL 029-826-1111（代表）

URL <https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>

